

湖西市道路管理許可マニュアル

平成 29 年 7 月 1 日

湖西市都市整備部

土木課

目 次

○湖西市道路占用工事等執行要領	・・・・・・・・	1- 1
○湖西市道路占用工事等承認許可基準		2- 1
1. 道路敷地の埋立工事に関する基準		
(1)路面と同程度に埋立てる場合	・・・・・・・・	2- 1
(2)路面より高く埋立てる場合	・・・・・・・・	2- 3
(3)路面より低く埋立てる場合	・・・・・・・・	2- 5
2. 道路敷地の切取工事に関する基準		
(1)路面と同程度に切取る場合	・・・・・・・・	2- 7
(2)路面より高く切取る場合	・・・・・・・・	2- 9
(3)路面より低く切取る場合	・・・・・・・・	2-10
3. 側溝の新設工事に関する基準		
(1)設置位置	・・・・・・・・	2-12
(2)流末排水先	・・・・・・・・	2-12
(3)側溝の高さ	・・・・・・・・	2-12
(4)側溝の構造	・・・・・・・・	2-12
(5)溝蓋の設置	・・・・・・・・	2-13
(6)舗装復旧	・・・・・・・・	2-13
(7)その他	・・・・・・・・	2-13
4. 舗装工事に関する基準		
(1)舗装新設工事	・・・・・・・・	2-15
(2)舗装復旧工事	・・・・・・・・	2-15
5. 歩道乗入工事に関する基準		
(1)乗入幅	・・・・・・・・	2-15
(2)乗入口の舗装構成	・・・・・・・・	2-16
(3)乗入口の箇所数	・・・・・・・・	2-18
(4)乗入口の角度	・・・・・・・・	2-18
(5)乗入口の設置禁止箇所	・・・・・・・・	2-19
(6)乗入口の設置条件	・・・・・・・・	2-19
(7)乗入口の側溝部分の構造	・・・・・・・・	2-19
(8)縁石乗入れ口の構造	・・・・・・・・	2-20
6. 乗入橋梁に関する基準	・・・・・・・・	2-21
7. ガードレール撤去に関する基準	・・・・・・・・	2-22
8. 排水管の設置	・・・・・・・・	2-22

(1) 排水管の接続箇所数	・ ・ ・ ・ ・	2-22
(2) 接続する排水管の大きさ	・ ・ ・ ・ ・	2-23
(3) 道路側溝等への接続構造	・ ・ ・ ・ ・	2-24
(4) 横断排水管等の構造	・ ・ ・ ・ ・	2-25
(5) 横断排水管等の特例	・ ・ ・ ・ ・	2-26
(6) 埋設管の埋設深さ	・ ・ ・ ・ ・	2-26
(7) 承認工事と占用工事の区分	・ ・ ・ ・ ・	2-27
(8) 道路等への直接排水の特例	・ ・ ・ ・ ・	2-27
9. 財産の帰属に関する基準	・ ・ ・ ・ ・	2-28

○湖西市道路占用工事等路面復旧基準 3- 1

1. 目的	・ ・ ・ ・ ・	3- 1
2. 適用する仕様書等	・ ・ ・ ・ ・	3- 1
3. 完了検査及び手直し	・ ・ ・ ・ ・	3- 1
4. 舗装道路の場合		
(1) 掘削	・ ・ ・ ・ ・	3- 1
(2) 埋戻し	・ ・ ・ ・ ・	3- 1
5. 仮復旧工	・ ・ ・ ・ ・	3- 2
6. 本復旧工		
(1) 本復旧の舗装構成	・ ・ ・ ・ ・	3- 3
(2) 舗装道路の路面復旧幅の標準	・ ・ ・ ・ ・	3- 8
7. 横断占用が連続する場合の復旧幅	・ ・ ・ ・ ・	3-11
8. 側溝工事等における舗装復旧		
(1) 掘削	・ ・ ・ ・ ・	3-11
(2) 埋戻し	・ ・ ・ ・ ・	3-11
(3) 舗装の仮復旧及び本復旧	・ ・ ・ ・ ・	3-11
9. 砂利道復旧		
(1) 掘削及び埋戻し	・ ・ ・ ・ ・	3-13
(2) 砂利道復旧工	・ ・ ・ ・ ・	3-13
10. 軟弱地盤の場合	・ ・ ・ ・ ・	3-14
11. 路面表示類	・ ・ ・ ・ ・	3-14
12. 出来高及び品質規格値	・ ・ ・ ・ ・	3-14

○湖西市道路占用工事等施工管理基準 4- 1

1. 事務の取り扱い	・ ・ ・ ・ ・	4- 1
------------	-----------	------

2. 工事施工管理

..... 4- 1

○湖西市道路占用工事等執行要領

○湖西市道路占用工事等執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖西市道路管理規則（平成29年湖西市規則第36号）第28条及び湖西市法定外道路管理条例施行規則（平成29年湖西市規則第37号）第17条の規定に基づき、承認工事及び占用工事の執行について道路の構造を保全し交通の円滑を図るため必要な事項を定めるものとする。

(工事執行上の注意)

第2条 道路工事施行者又は道路占用者（以下「道路工事施行者等」という。）は、工事の施行にあたって次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 交通の円滑を図り、公衆の災害を防止するため「道路工事作業場における道路標識、表示施設及び防護施設等の設置要領」（平成19年4月静岡県土木部長通達）に基づいて道路標識等を設けること。
- (2) 工事の概要を付近の居住者及び自治会等に周知し、付近住民の理解と協力を求めるとともに、一般の通行者に対しても協力を求める掲示板等を設置すること。
- (3) 施工場所周辺の他の道路工事施行者等が行う工事についても調査し、他工事のう回路等を通行規制する場合には十分な協議を行い、一般交通に支障が生じないようにすること。
- (4) 騒音及び振動等の公害の少ない工法を選定し、工事の施行に関して苦情等が発生した場合には、速やかに、適切な処置を講ずること。
- (5) 工事用の資材及び機械器具等は、工事区域内で現に工事を施行するために使用する区域（以下「作業区域」という。）内に収め、作業区域外の道路に放置しないこと。
- (6) 掘削した土砂並びに工事用の資材及び機械器具等は、消火栓、制水弁、ガス開閉栓及びマンホール等の所在場所に放置しないこと。
- (7) 路面の排水及び側溝の流水を妨げることのないように側溝及びます等の清掃に努めること。
- (8) 路面上においてセメントコンクリート等を混合し、火気を取扱うなど路面を汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (9) 工事が完了した場合には、直ちに、仮設物及び発生材その他残存するすべての物件を道路から搬出し、工事のために汚損した路面及び排水施設等を清掃すること。

(道路掘削工事等の抑制)

第3条 舗装工事を実施した区間については、原則として施工後5年間は、道路の掘削を伴う占用等の工事を認めないものとする。ただし、次の各号の掲げるものについては、適用除外とする。

- (1) 上水道等の引込管理設工事で、やむを得ない場合
- (2) 市長が特にやむを得ないと認める場合

(施工時期)

第4条 工事の施工時期は、年末年始等交通のふくそうする時期を避けるとともに、地域の実情に

配慮した適切な時期に速やかに施行しなければならない。

(施工期間)

第5条 工事は、事前に十分な調査及び準備を行うとともに、設計書・仕様書及び工事の実施方法等を検討の上、可能な限り施工期間の短縮に努め、早期に完了しなければならない。

(施工時間)

第6条 交通の状況及び工事の実施方法により施工時間を夜間、昼夜間に限定した場合には、これに従わなければならない。

(道路付属物等の調査)

第7条 道路工事施行者等は工事を施行しようとする場合には、当該工事による事故を防止するため道路の付属物及び既設の占用物件（以下「道路の付属物等」という。）の有無、位置、構造及び老朽度をあらかじめ調査しなければならない。

2 道路工事施行者等は、前項の調査の結果、道路の付属物等に移設し、防護し、又は補強する必要がある場合には、当該道路の付属物等の管理者と協議しなければならない。

3 工事施工箇所の官民境界は明確でなければならない。

(作業区域)

第8条 道路工事施行者等は、作業区域を設定しようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 掘削位置は、可能な限り路端に寄せること。なお、側溝等の道路の付属物等に支障がない位置に計画すること。
- (2) 掘削の幅は、最小限度にとどめること。
- (3) 道路の縦断方向の掘削延長は、原則として50m以内とすること。ただし、交差点内は、当該道路と交差する道路の幅員の2分の1以内とすること。なお、埋設管等の場合は、原則として当日の埋戻しが可能な範囲とすること。
- (4) 道路の横断方向の掘削延長は、やむを得ない場合を除き道路の幅員の2分の1以下とすること。

(歩行者対策)

第9条 道路工事施行者等は、作業区域の周辺における歩行者の通行とその安全を確保するために必要があると認める場合又は市長が指示した場合には、次の各号に定めるところにより仮歩道を設置し又は確保しなければならない。

- (1) 仮歩道の幅員は、最小0.75mとし標準1.5m程度とする。
- (2) 仮歩道は、防護施設で作業区域と区別し、必要な標示施設及び照明施設を設置すること。

(掘削工事)

第10条 道路工事施行者等は、道路を掘削しようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 道路の附属物等を移設し、又は撤去する必要がある場合には、あらかじめ市長の指示を受けること。
- (2) コンクリート平板及び歩車道境界ブロック等は、破損しないように取りはずし、工事が完了するまでの間、紛失しないように保管し、市長の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- (3) 舗装道を掘削する場合には、掘削位置及び舗装復旧位置をカッターにて切断し、周囲に損傷を与えないように、丁寧に施行すること。
- (4) 掘削は、みぞ掘り、つぼ掘り又はこれらに準ずる工法によるものとし、えぐり掘りを行わないこと。
- (5) 道路の横断方向又は交差点内の掘削は、道路の片側を埋戻し、又は路面覆工を完了した後、他の側の掘削に着手すること。
- (6) 横断歩道又は宅地の出入口等に接する道路の部分を掘削する場合には、歩行者の通行又は宅地の出入りに支障をきたさないように通路を確保すること。
- (7) 道路の掘削に伴って生ずる湧き水又は溜まり水は、溜めますなどで土砂類を取り除いた水を、適切な方法で付近の排水溝まで誘導して処理すること。

(土留工)

第11条 道路工事施行者等は、道路を掘削しようとする場合には、掘削の規模、工事の実施方法及び土質の状況等を考慮して土留工を施行しなければならない。

(覆工)

第12条 道路工事施行者等は、工事の施行上、覆工施設を設けようとする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 覆工板は、鋼製又はコンクリート製を使用すること。
- (2) 覆工板は、車両の通行によって移動し、若しくはゆるみが生じ又は支承部から騒音が発生しないように適切な処置を講ずること。
- (3) 覆工板は、路面との間にすき間又は段差が生じないように設置すること。ただし、すき間又は段差をなくすことが困難な場合にはアスファルト等を詰め、路面部と滑らかに接するよう取り付けること。
- (4) 覆工板は、常時点検し、その機能の維持に努めること。

(道路の復旧方法)

第13条 道路を掘削した後の復旧方法は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とし、別に定める湖西市道路占用工事等路面復旧基準により確実に施行しなければならない。

(運搬経路)

第14条 市が管理する道路を利用して工事用資材等を運搬する場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 土砂等の運搬経路を常に把握し、落ちこぼれた土砂等の収集に努めること。

- (2) 工事用車両等により運搬経路を汚損及び破損した場合には、市長の指示に従い道路清掃及び補修を行うこと。

(現場発生材等の取扱い)

第15条 工事において発生する発生材については、再利用の有無に関わらず、事前に管理者の指示を受けなければならない。

(工事現場の管理)

第16条 道路工事施行者等は、次の各号に定めるところにより工事現場を管理しなければならない。

- (1) 作業区域には、工事を監督するものを常時配置すること。
- (2) 工事区域内を定期的に巡視し、万一事故が発生した場合又は事故の発生が予想される異常を発見した場合には、直ちに、関係機関と協議し事故防止のための措置を講ずること。
- (3) 工事用の標識及び仮設物を維持管理すること。

(工事施工管理)

第17条 承認及び占用工事等における道路工事の施工管理は、別に定めがあるもののほか、土木工事共通仕様書（平成29年4月静岡県交通基盤部監修）・土木工事施工管理基準（平成29年4月静岡県交通基盤部監修）に基づき行うものとする。

(瑕疵担保)

第18条 承認及び占用工事等における道路工事の補修責任は、湖西市道路管理規則（平成29年湖西市規則第36号）第24条第1項及び同条第2項によるものとする。

(その他)

第19条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は関係法令等を参酌して道路管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月13日より施行する。

○湖西市道路占用工事等承認許可基準

○湖西市道路占用工事等承認許可基準

1 道路敷地の埋立工事に関する基準

道路の隣接地において、埋立工事（道路敷地を含む）を行なう場合の基準である。

道路敷地の埋立工事は、道路の機能や施設、周辺環境への影響などを考慮し、支障のない場合に認めるものとする。

(1) 路面と同程度に埋立てる場合

イ 道路敷地を埋立てる場合は、現道の横断勾配及び道路形状にあわせるものとし、良質材料により十分に突き固め（1層仕上り30cm以下）なければならない。

ロ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立は、既設側溝を存置させ、原則として道路敷地と民地との境界線沿いの道路敷地側に側溝を設けるものとする。（標準図－1）

ただし、既設側溝と新設側溝の離隔(W)が1m以下の場合や既設側溝を存置する事が不適切な場合は、既設側溝を撤去するとともに、現道の路面勾配を考慮して舗装するものとする。（標準図－2）

なお、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設け、縁石と既設側溝との間は原則として路面排水に支障のないように舗装するものとする。（標準図－3）

ハ 路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、排水不良を起こさない範囲で既設側溝を撤去し、通水断面を考慮した側溝を設けるものとする。（標準図－4）

ニ 側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地の境界線沿いの道路敷地側に原則として側溝を設けるものとする。（標準図－5）

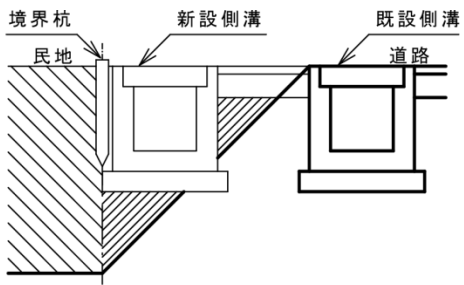
ただし、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設け、縁石と既設側溝との間は原則として路面排水に支障のないように舗装するものとする。

ホ 民地への出入口を設ける場合は、「5 乗入工事等に関する基準」に基づくものとする。また、出入口以外の箇所は、道路から安易に車両等が出入りできない構造でなければならない。

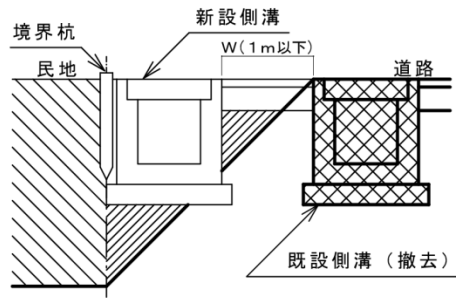
ヘ 埋立箇所には、必ず境界杭等を設置するものとする。

ト 新たに設ける側溝の基準は、「3 側溝の新設工事に関する基準」による。

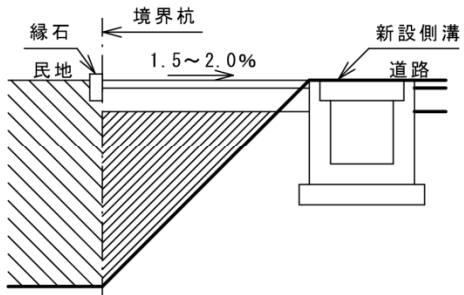
(標準図-1)



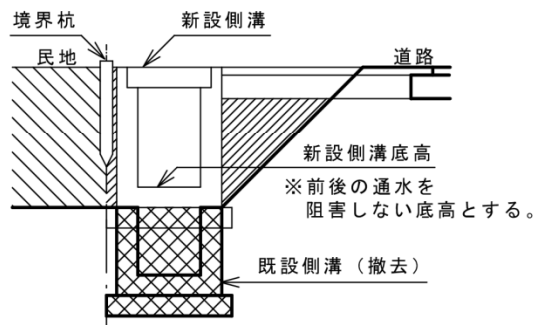
(標準図-2)



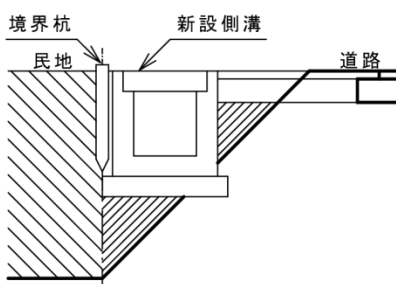
(標準図-3)



(標準図-4)



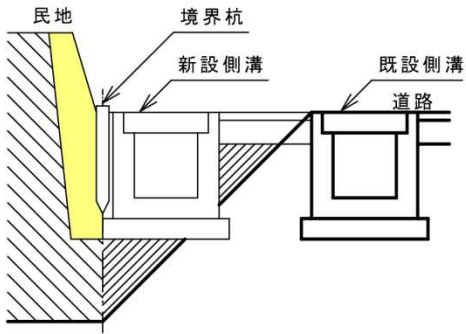
(標準図-5)



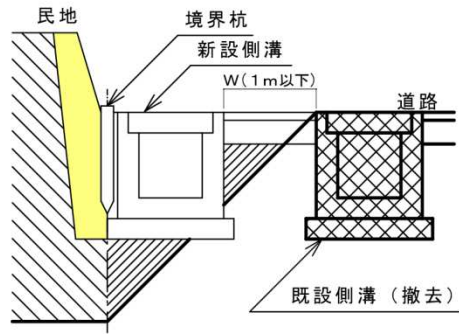
(2) 路面より高く埋立てる場合

- イ 道路敷地を埋立てる場合は、現道の横断勾配及び道路形状にあわせるものとし、良質材料により十分に突き固め（1層仕上り30cm以下）なければならない。
- ロ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立は、既設側溝を存置させ、原則として道路敷地と民地との境界線沿いの道路敷地側に側溝を設けるものとする。（標準図－1）
ただし、既設側溝と新設側溝の離隔(W)が1m以下の場合や既設側溝を存置する事が不適切な場合は、既設側溝を撤去するとともに、現道の路面勾配を考慮して舗装するものとする。（標準図－2）
なお、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設け、縁石と既設側溝との間は原則として路面排水に支障のないように舗装するものとする。（標準図－3）
- ハ 路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、排水不良を起こさない範囲で既設側溝を撤去し、通水断面を考慮した側溝を設けるものとする。（標準図－4）
- ニ 側溝がない箇所の埋立ては、道路敷地と民地の境界線沿いの道路敷地側に原則として側溝を設けるものとする。（標準図－5）
ただし、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設け、縁石と既設側溝との間は原則として路面排水に支障のないように舗装するものとする。
- ホ 道路敷地に隣接する部分の埋立ては、道路への土砂の流入を防ぐため道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に幅0.3m以上の平場を設けるものとする。また、法面は、土砂の流出等の発生しない法勾配及び構造としなければならない。ただし、土砂流失防止の構造物を設ける場合には、この限りでない。（標準図－6）
- ヘ 民地への出入口を設ける場合は、「5 乗入工事等に関する基準」に基づくものとする。また、出入口以外の箇所は、道路から安易に車両等が出入りできない構造でなければならない。
- ト 埋立箇所には、必ず境界杭等を設置するものとする。
- チ 新たに設ける側溝の基準は、「3 側溝の新設工事に関する基準」による。

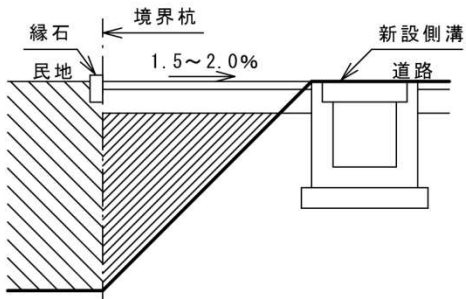
(標準図-1)



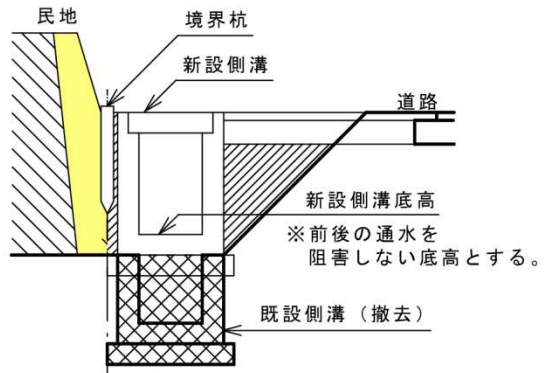
(標準図-2)



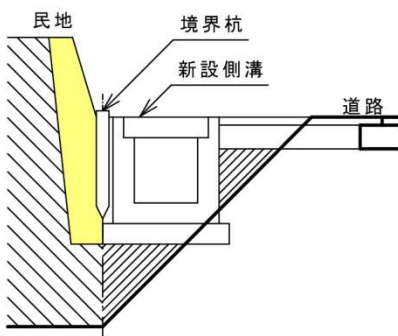
(標準図-3)



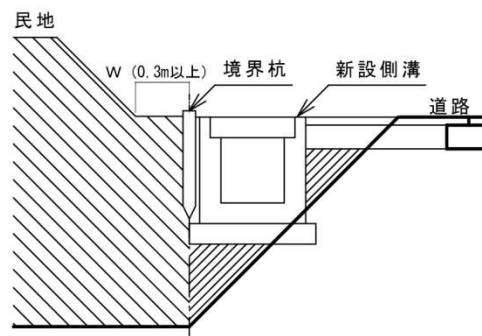
(標準図-4)



(標準図-5)

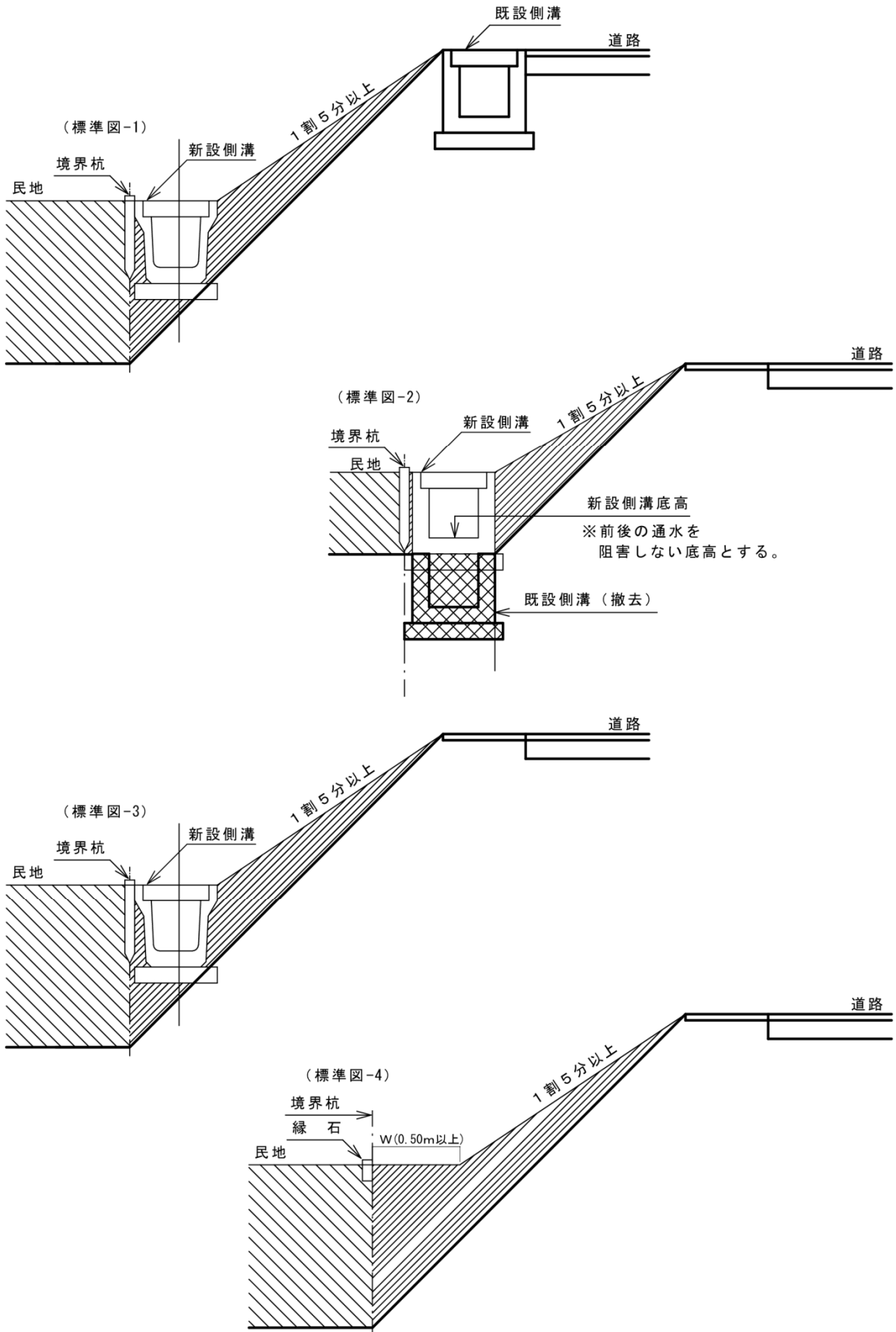


(標準図-6)



(3) 路面より低く埋立てる場合

- イ 道路敷地を埋立てる場合は、現道の横断勾配及び道路形状にあわせるものとし、良質材料により十分に突き固め（1層仕上り30cm以下）なければならない。また、道路敷地の法面は、法勾配1割5分以上とし、張り芝又はコンクリート張り等の構造とする。
- ロ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の埋立ては、既設側溝を存置させ、原則として道路敷地と民地との境界線沿いの道路敷地側に側溝を設けるものとする。（標準図－1）
ただし、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設置し、道路敷地側に幅0.5mの平場を設けるものとする。（標準図－4）
- ハ 路面より低い位置に側溝がある箇所の埋立ては、排水不良を起こさない範囲で既設側溝を撤去し、通水断面を考慮した側溝を設けるものとする。（標準図－2）
- ニ 側溝がない箇所の埋立は、道路敷地と民地の境界線沿いの道路敷地側に原則として側溝を設けるものとする。（標準図－3）
ただし、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設置し、道路敷地側に幅0.5mの平場を設けるものとする。（標準図－4）
- ホ 民地への出入口を設ける場合は、「5 乗入工事等に関する基準」に基づくものとする。また、出入口以外の箇所は、道路から安易に車両等が出入りできない構造でなければならない。
- ヘ 埋立箇所には、必ず境界杭等を設置するものとする。
- ト 新たに設ける側溝の基準は、「3 側溝の新設工事に関する基準」による。
- チ 埋立後の民地と路面の高低差が高い場合には、必要に応じてガードレール又は横断防止策を設置するものとする。



2 道路敷地等の切取工事に関する基準

道路の隣接地において、切取工事（道路敷地を含む）を行なう場合の基準である。

道路敷地の切取工事は、道路の機能や施設、周辺環境への影響などを考慮し、支障のない場合に認めるものとする。（標準図－1）

（1）路面と同程度に切取る場合

イ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の切取りは、既設側溝を存置させ、原則として道路敷地と民地との境界線沿いの道路敷地側に側溝を設けるものとする。（標準図－1）

ただし、既設側溝と新設側溝の離隔(W)が1m以下の場合や既設側溝を存置する事が不適切な場合は、既設側溝を撤去するとともに、現道の路面勾配を考慮して舗装するものとする。（標準図－2）

なお、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設け、縁石と既設側溝との間は原則として路面排水に支障のないように舗装するものとする。（標準図－3）

ロ 側溝がない箇所の切取りは、道路敷地と民地の境界線沿いの道路敷地側に原則として側溝を設けるものとする。（標準図－5）

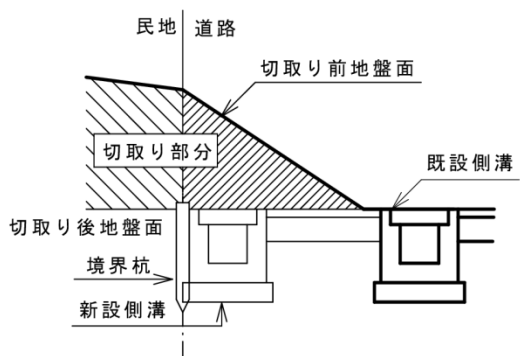
ただし、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設け、縁石と既設側溝との間は原則として路面排水に支障のないように舗装するものとする。

ハ 民地への出入口を設ける場合は、「5 乗入工事等に関する基準」に基づくものとする。また、出入口以外の箇所は、道路から安易に車両等が出入りできない構造でなければならない。

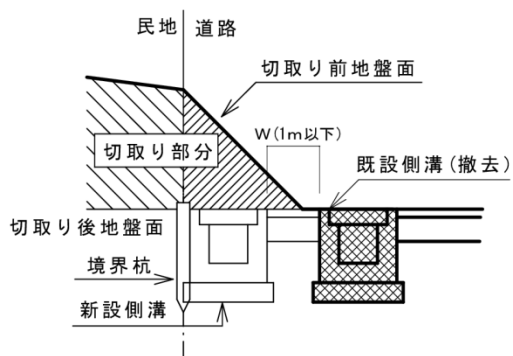
ニ 切取工事による道路敷地内の土砂等の処分方法は、その都度指示するものとする。

ホ 新たに設ける側溝の基準は、「3 側溝の新設工事に関する基準」による。

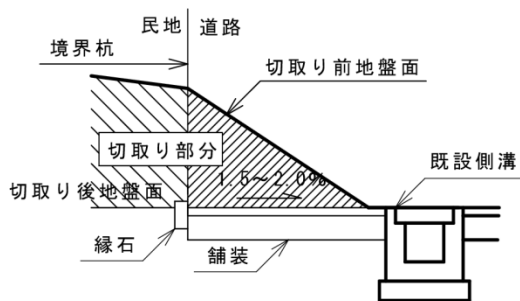
(標準図-1)



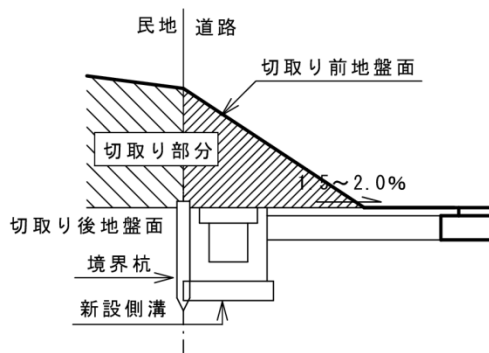
(標準図-2)



(標準図-3)



(標準図-4)



(2) 路面より高く切取る場合

イ 原則として道路敷地と民地との境界線沿いの道路敷地側に側溝を設けるものとする。(標準図-1)

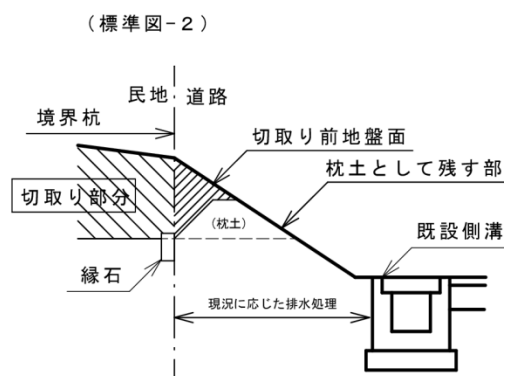
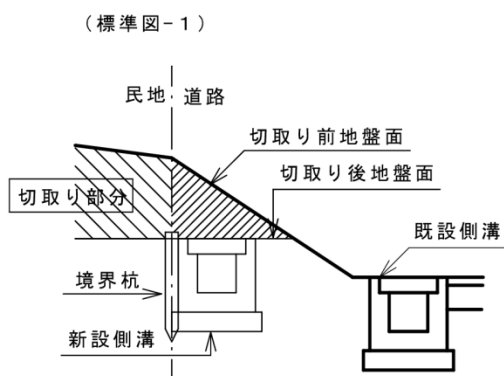
ただし、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設けるとともに、既設道路の裏面と利用した枕土を設けるなど、適切に民地の排水処理を行なうものとする。(標準図-2)

ロ 民地への出入口を設ける場合は、「5 乗入工事等に関する基準」に基づくものとする。また、出入口以外の箇所は、道路から安易に車両等が出入りできない構造でなければならない。

ハ 出入口以外の切取箇所に道路植栽をしようとする場合は、管理する所管課と事前に協議し決定する。

ニ 切取工事による道路敷地内の土砂等の処分方法は、その都度指示するものとする。

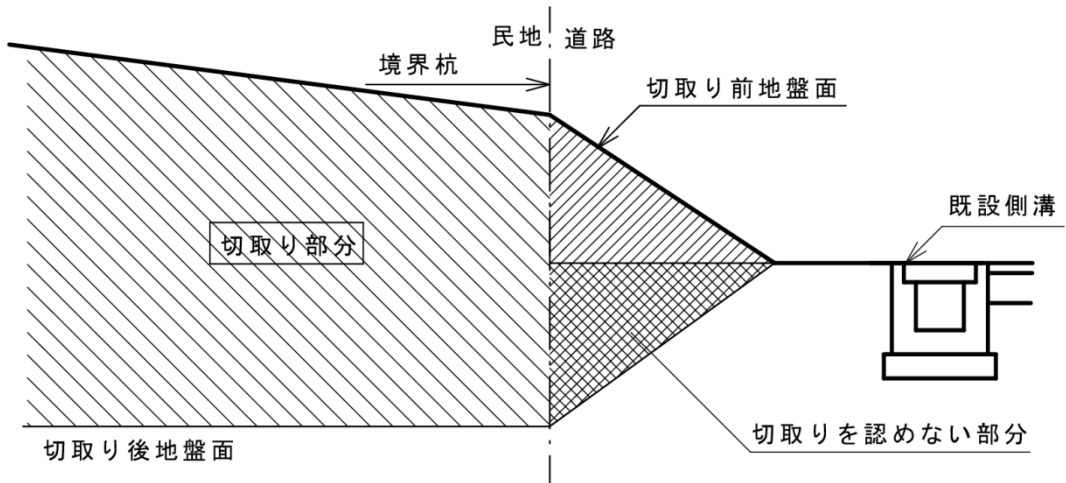
ホ 新たに設ける側溝の基準は、「3 側溝の新設工事に関する基準」による。



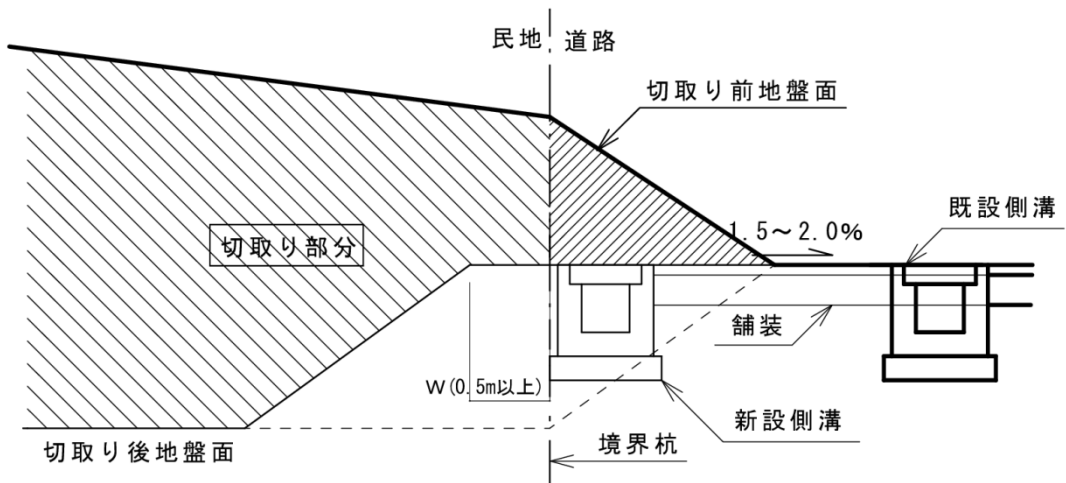
(3) 路面より低く切取る場合

- イ 隣接民地を路面より低く切取る場合であっても、道路敷地を現況地形より低く切取ることは、原則として認めない。(標準図－1)
- ロ 路面と同じ高さに側溝がある箇所の切取りは、既設側溝を存置させ、原則として道路敷地と民地との境界線沿いの道路敷地側に側溝を設けるものとする。(標準図－1)
- ただし、既設側溝と新設側溝の離隔(W)が1m以下の場合や既設側溝を存置する事が不適切な場合は、既設側溝を撤去するとともに、現道の路面勾配を考慮して舗装するものとする。(標準図－2)
- なお、地形の状況その他事情によりやむを得ず側溝を設けることができない場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に縁石を設け、縁石と既設側溝との間は原則として路面排水に支障のないように舗装するものとする。(標準図－3)
- ハ 隣接民地を路面より低く切取る場合には、道路敷地と民地との境界線沿いの民地側に幅0.5m以上の平場を設けるものとする。ただし、道路の保護及び機能保全を図る構造物を設ける場合には、この限りではない。(標準図－2、－3)
- ニ 民地への出入口を設ける場合は、「5 乗入工事等に関する基準」に基づくものとする。また、出入口以外の箇所は、道路から安易に車両等が出入りできない構造でなければならない。
- ホ 切取工事による道路敷地内の土砂等の処分方法は、その都度指示するものとする。
- ヘ 新たに設ける側溝の基準は、「3 側溝の新設工事に関する基準」による。
- ト 切取り後の民地と路面の高低差が高い場合には、必要に応じてガードレール又は横断防止策を設置するものとする。

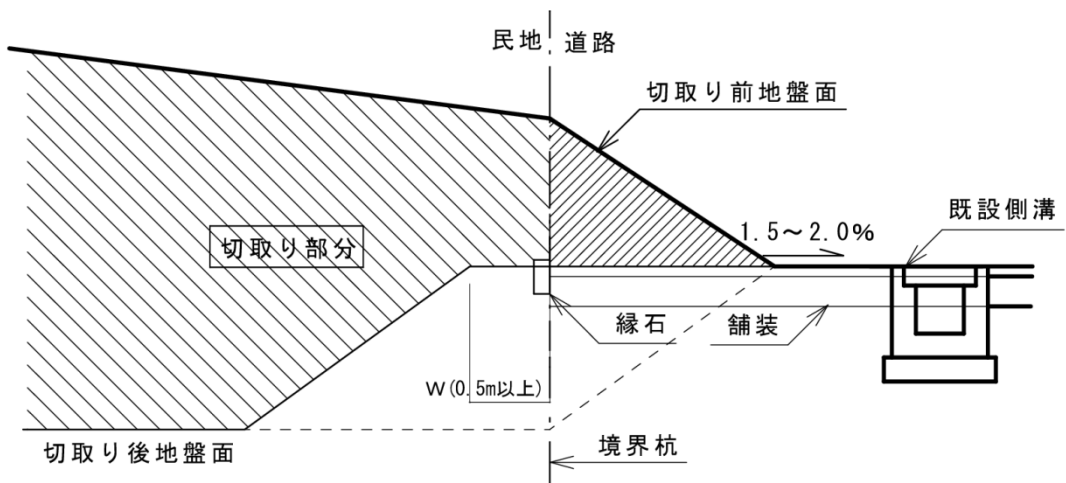
(標準図-1)



(標準図-2)



(標準図-3)



3 側溝の新設工事に関する基準

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。）第 24 条により市が管理する道路内に道路側溝等を設置する場合には、次の基準によるものとする。

(1) 設置位置

- イ 側溝を設置する位置は、原則的に道路敷地と民地の境界線沿いの道路敷地側に設置する。
- ロ 道路境界が不確定の場合は事前に境界の確定を行うこと。
- ハ 民地を分筆し無償、無条件で道路に帰属して側溝を設置しようとする場合には、あらかじめ必要書類を添えて寄付申込を行わなければならない。

(2) 流末排水先

- イ 流末が道路側溝の場合には、既存の側溝の大きさ、道路及び底面部の高さが設置する側溝と整合が取れているか確認出来る資料を提出しなければならない。
- ロ 流末が排水路の場合には、あらかじめ水路管理者の了解を得るものとする。
- ハ 流末が民地を経て側溝及び排水路と結ばれる場合には、この箇所も官地として用地帰属を受けるものとする。（状況により帰属先が異なる。）
- ニ やむを得ず民が管理する側溝等に流す場合には、管理者の同意書を添付すること。

(3) 側溝の高さ

- イ 側溝の高さは、原則として既存の道路に合わせるものとする。なお、横断勾配は、舗装道路にあつては 1.5%～2%、砂利道にあつては 5%を標準とする。やむを得ず既存の道路高さを変更する場合には、道路管理者の承認及び関係者の了解を得ること。
- ロ 排水勾配は、原則として 0.3%～10%の範囲とすること。

(4) 側溝の構造

- イ 側溝断面は 300mm×300mm以上の落蓋式側溝（標準図-1）を原則とする。なお、流末部の側溝形状等が断面不足を生ずる場合には、管理者の了解を得て、250mm×250mmを最小断面とすることができる。
- ロ 既設側溝との取り合いを図るために現場打側溝（標準図-2）や自由勾配側溝（2種）などの二次製品を使用することができる。
- ハ 側溝等の勾配調整のためのインバートコンクリートの最小厚は、50mmとする。
- ニ 側溝等の断面の変化点には、補強コンクリート（最小厚 100mm）を施工しなければならない。
- ホ 横断側溝は、原則として現場打側溝（標準図-2）とする。ただし、状況に応じてプレキャスト横断側溝（標準図-3-1）又はカルバートタイプの横断暗渠（標準図-3-2）とすることもできる。
- ヘ L型側溝（標準図-4）を設置する場合は、原則として 20mに 1箇所の街渠柵（標準

図5)を設けること。

ト 乗入口については、「5 乗入工事に関する基準」によるものとする。

(5) 溝蓋の設置

イ 側溝新設には原則として溝蓋を設置するものとする。設置する溝蓋は、歩道部以外
は3種蓋 (T-25) とし、10mに1箇所格子状溝蓋を設置するものとする。

ロ 側溝新設において設置する格子状溝蓋は、F R C製集水蓋版 (T25、細目、クッ
ション材付) 又は同等品を原則とする。なお、管理者と協議の上、鋼製グレーチング (T-
25、細目、防音、滑り止め) を使用することもできる。

ハ 歩道部における乗入箇所についても、上記イ、ロに準じるものとする。

ニ 横断側溝箇所の格子状溝蓋は、ボルト固定式 (T-25、細目、防音、滑り止め) の鋼
製グレーチングとする。

ホ 街渠柵又は集水柵の蓋は原則として110° 開口の鋼製グレーチング (T-25、細目、
滑り止め) とする。

ヘ 側溝新設において設置する格子状溝蓋には、U字溝グレーチング又はこれに類する
鋼製グレーチング類を使用してはならない。

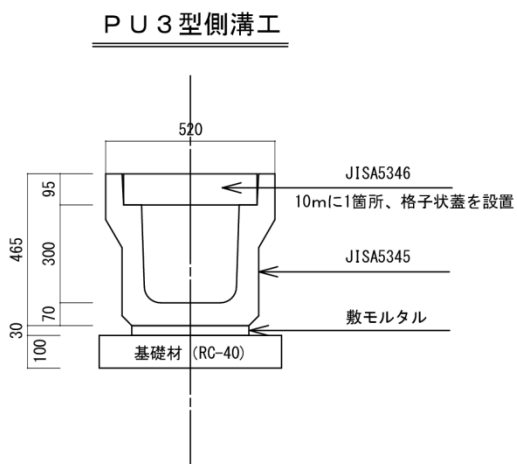
(6) 舗装復旧

舗装の復旧については「湖西市道路占用工事等路面復旧基準」によるものとする。

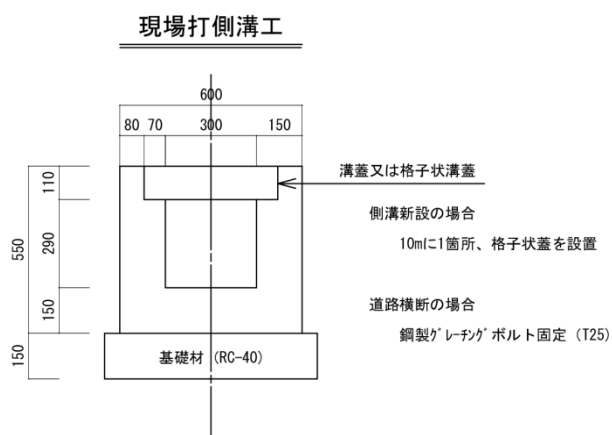
(7) その他

本基準の「(4) 側溝構造」及び「(5) 溝蓋設置」に定めのない事項については、「道路設
計要領(設計編) 第4章土工 4-3 排水工」(国土交通省中部地方整備局) を準用するも
のとする。

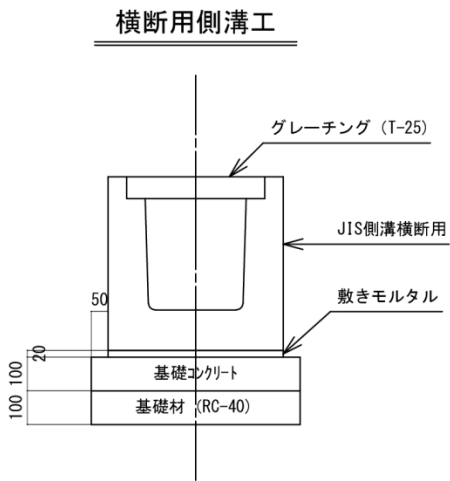
(標準図-1)



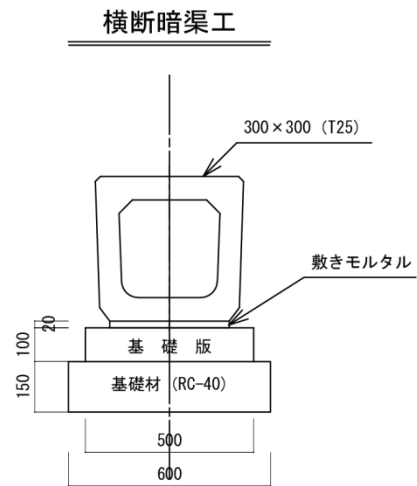
(標準図-2)



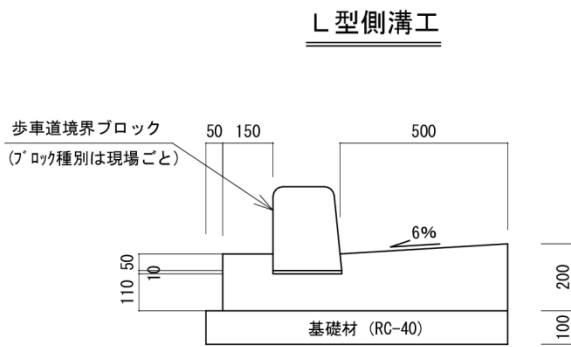
(標準図-3-1)



(標準図-3-2)

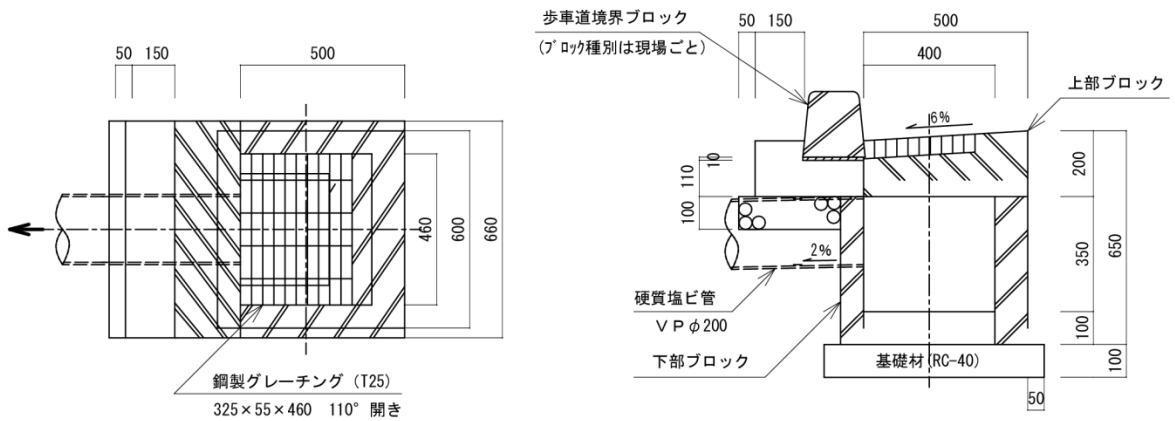


(標準図-4)



(標準図-5)

街渠柵工



4 舗装工事に関する基準

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。）第 24 条により市が管理する道路を舗装新設する場合及び舗装復旧工事等を行う場合は、次の基準による。

(1) 舗装新設工事（サイド舗装も含む）

- イ 生活道路及び大型車両の交通量が少ない道路の舗装構成は N3（舗装計画交通量区分）を標準とする。
- ロ 大型車両の交通量が多い場合の舗装構成は CBR を調査の上決定するものとする。
- ハ 路床状況に応じて路床入れ換えを、路床材にて 30 cm 程度を行うものとする。
- ニ 舗装新設工事の施行区間は、原則として、舗装された交差点から直近の交差点以上の各交差点までの区間とする。

(2) 舗装復旧工事

舗装復旧工事は「湖西市道路占用工事等路面復旧基準」によるものとする。

5 乗入工事等に関する基準

市が管理する道路から車両等の出入り口を設ける場合は、下記の基準によるものとする。また、歩道のない道路の車両出入り口についても、準用するものとする。

(1) 乗入幅

- イ 乗入幅は乗入規格表（表-1）を標準とする。ただし、乗入幅は、民地内通路幅及び駐車スペース幅を超えてはならない。
- ロ 乗入規格表の切下げ幅を超える場合は、利用する車種を明記した理由書を提出すると共に、敷地内の利用図面、転回図及び軌跡図を作成し提出すること。

表-1 乗入規格表

区分		切下げ幅		舗装 タイプ
		標準図-1	標準図-2	
乗用車・小型貨物自動車用	一般住宅	4.0m以内	—	軽車両用
	アパート・店舗	6.0m以内	—	軽車両用
普通貨物自動車用（6.5t 積以下）		8.0m以内	7.0m以内	中車両用
大型・中型貨物自動車用（6.5t 積を超える）		12.0m以内	8.0m以内	重車両用

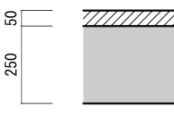

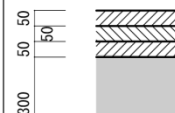
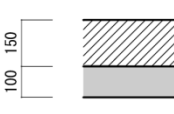
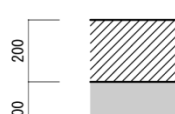
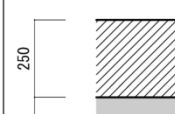
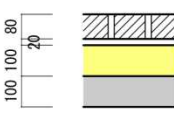
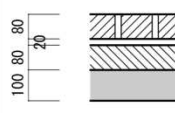
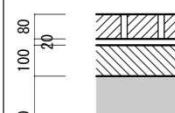
※1 トレーラー又は特殊な車両が出入する箇所は、別途考慮することができる。

(2) 乗入口の舗装構成

歩道部における乗入口の構造は、舗装構成表（表-2-1、-2-2）及び歩道改築標準図（標準図-1）によること。

ただし、車道部の舗装については、「湖西市道路占用工事等路面復旧基準」による。

表-2-1 乗入れ箇所の舗装構成表（不透水性舗装）

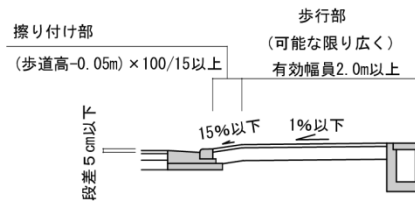
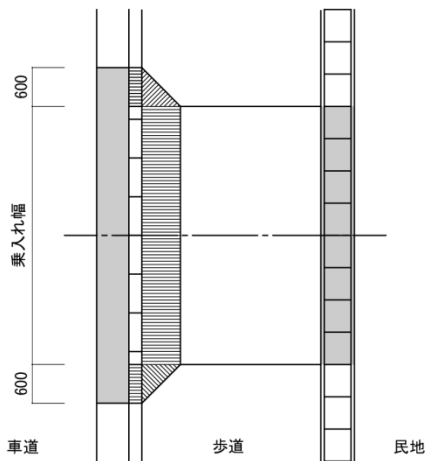
	乗 入 れ 口		
	軽 車 両 用 (N3 相 当)	中 車 両 用 (N4 相 当)	重 車 両 用 (N5 相 当)
アスファルト舗装	 <p>再生密粒度As⑬ 路盤材 RC-40</p>	 <p>再生密粒度As⑬ 再生粗粒度As⑳ 路盤材 RC-40</p>	 <p>再生密粒度As⑬ 再生粗粒度As⑳ 再生粗粒度As⑳ 路盤材 RC-40</p>
セメントコンクリート舗装	 <p>セメントコンクリート 路盤材 RC-40</p>	 <p>セメントコンクリート 路盤材 RC-40</p>	 <p>セメントコンクリート 路盤材 RC-40</p>
インターロッキング舗装	 <p>ブロック サンドクッション 上層路盤材 M-30 下層路盤材 RC-40</p>	 <p>ブロック サンドクッション 瀝青安定処理 下層路盤材 RC-40</p>	 <p>ブロック サンドクッション 瀝青安定処理 下層路盤材 RC-40</p>

- 注 1. コンクリート舗装のコンクリートの強度（設計基準強度）は $\sigma_{28} = 21 \text{ N/mm}^2$ 以上とする。
 2. 路床土は良質土を用いること。
 3. 詳細は、舗装設計施工指針、インターロッキングブロック舗装設計施工要領（車道編）を参照すること。
 4. 特種車両が乗入れる場所の舗装構成は、別途協議する。

表-2-2 乗入れ箇所の舗装構成表 (透水性舗装)

	一般部	乗入れ部 (軽車両用)
アスファルト舗装	<p>透水性As 路盤材 RC-40 フィルター層(砂)</p>	<p>透水性As 路盤材 RC-40 フィルター層(砂)</p>
平板ブロック舗装	<p>透水性平板ブロック サンドクッション(砂) 路盤材 RC-40</p>	<p>透水性平板ブロック サンドクッション(砂) 路盤材 RC-40</p>

(標準図-1)



- ※歩行部は、原則として2m以上の平坦部(横断勾配1%以下)を連続して設けること。
- ※側溝及び蓋は、乗入車両に適合した強度を確保すること。
- ※大型車が乗入れる場合は、L型側溝を再施行すること。

(3) 乗入口の箇所数

同一収容施設における乗入口の箇所数は表-3を標準とし、乗入口相互の間隔は、5m以上空けるものとする。ただし、間口が15m以上30m未満の給油所、駐車場、大型車両もしくは貨物車両の出入りが多い工場、その他これらに準ずる施設においては、乗入口相互の間隔を5m以上空けた上で、乗入幅が8m以内の場合に限り、乗り入口を2箇所とすることができる。なお、駐車場法に該当する駐車場は除く。

表-3 乗入れ箇所数表

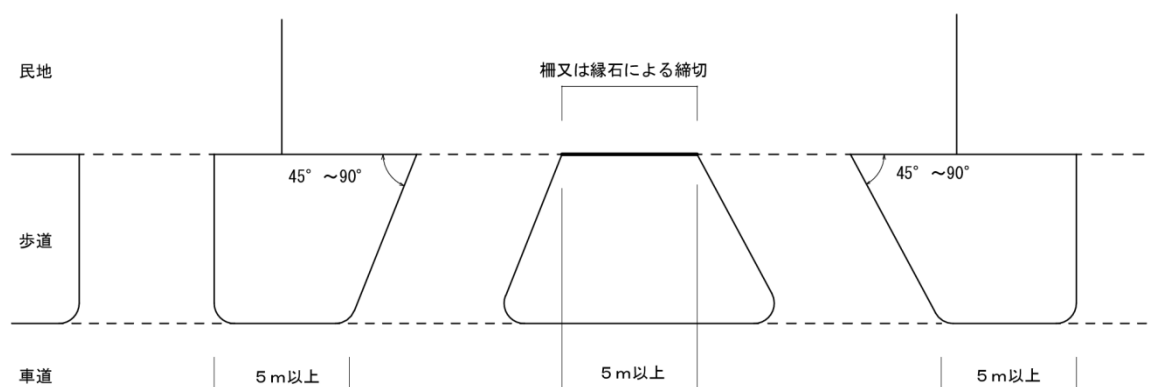
間口延長	出入口箇所数		
	直角出入りの	斜め出入りのみ	直角斜め混合
30m未満	1箇所		
30m～50m未満	2箇所以下	2箇所以下	2箇所以下
50m～100m未満	3箇所以下		
100m以上	4箇所以下	4箇所以下	4箇所以下

(4) 乗入口の角度

乗入口は車道と直角に設けるものとする。ただし乗入口が2箇所以上で入口専用、出口専用とする場合には、斜め乗入れ（45度以上）することができる。（標準図-2）

なお、この場合民地に柵又は縁石で、乗入口以外からの出入りができない措置をとるものとする。

(標準図-2)



※隣接する乗入口との離隔距離は、原則として5m以上とする。（特例は5-(9)参照）

(5) 乗入口の設置禁止箇所

乗入口の設置箇所は、次に掲げるイからチまでの場所以外に設けるものとする。ただし、民家等に所有者等の自家用車が出入するもので、交通安全上特に支障がないと認められる場合で他に乗入れができない場合は、ロ、ハ、ホについて、また、所轄警察署長との間で、その設置について協議が整った場合には、イ及びニについて、それぞれ適用しないことができるものとする。

- イ 横断歩道及び前後 5 m 以内の部分。
- ロ バス停留所の前後 10 m 以内の部分。
- ハ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。
- ニ 交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。ただし、T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- ホ バス停車帯の部分。
- へ 橋の部分。
- ト 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間は除く。
- チ 交通信号機、道路照明灯の移転が必要な箇所。但し公安委員会及び道路管理者が移転を認め、申請者が移設をする場合を除く。

(6) 乗入口の設置条件

民地側に車庫、その他自動車を保管する場所がある場合などには、砕石等が路上に飛散しない処理をしなければならない。

(7) 乗入口の側溝部分の構造

- イ 乗入口の側溝の構造は落蓋式側溝を原則とし、乗入れする車両に応じた強度を有する構造としなければならない。

表-4 乗入口側溝等構造条件

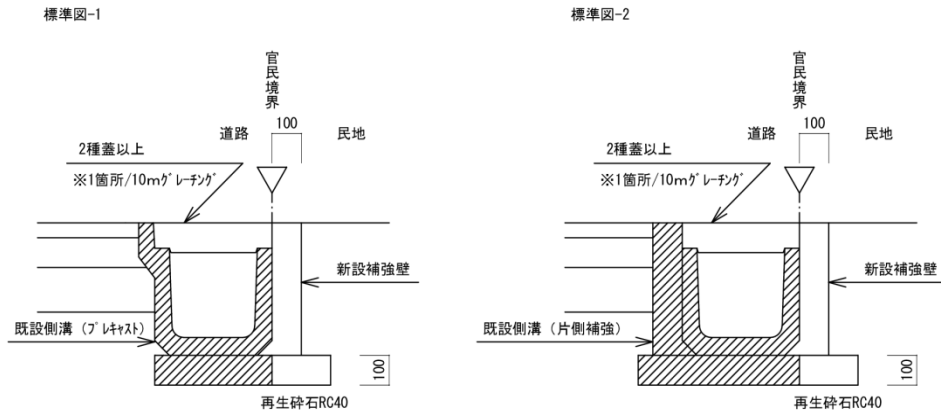
車種	設計条件		
	側溝	蓋	グレーチング
乗用車が利用する一般住宅	落蓋式側溝	3種	T14
乗用車・小型貨物自動車を利用する箇所	落蓋式側溝	3種	T14
普通貨物自動車用 (6.5t 積以下)	落蓋式側溝	3種	T25
大型・中型貨物自動車用 (6.5t 積を超える)	横断用側溝又は 横断暗渠工	協議	協議

※1 トレーラー又は特殊な車両が出入する箇所は、別途考慮することができる。

※2 使用材料は、設計条件を満足する現場打又は二次製品とする。

- ロ 乗用車が利用する一般住宅においては、既設の上蓋式U形側溝等を利用して乗入口

を設けることができる。ただし、既存の側溝等の健全性を確認するとともに、必ず両側補強の落蓋式構造としなければならない。(標準図-1、-2)



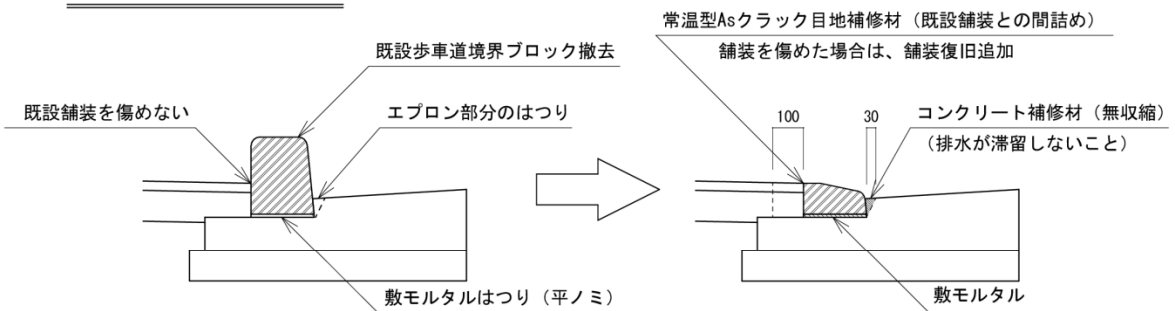
(8) 縁石乗入れ口の構造

歩道等に乗入れ口を設ける場合のL型側溝工の構造及び施工方法は、次のとおりとする。

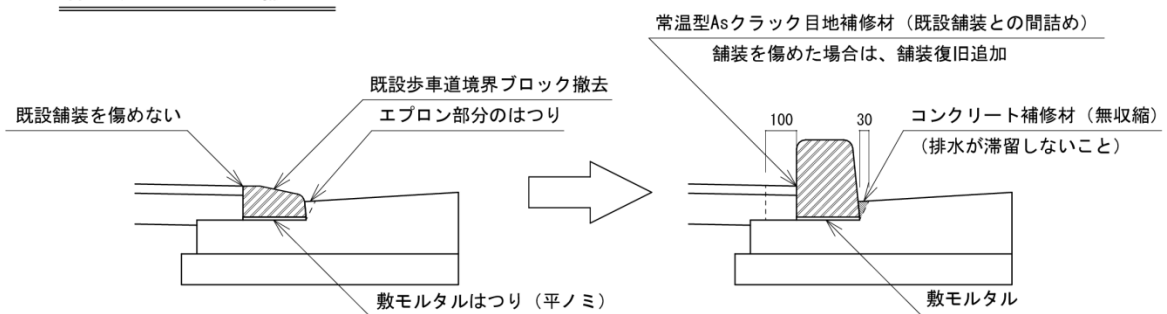
縁石乗入れ設置撤去

【セミフラット歩道】

縁石撤去 (乗入れ設置)

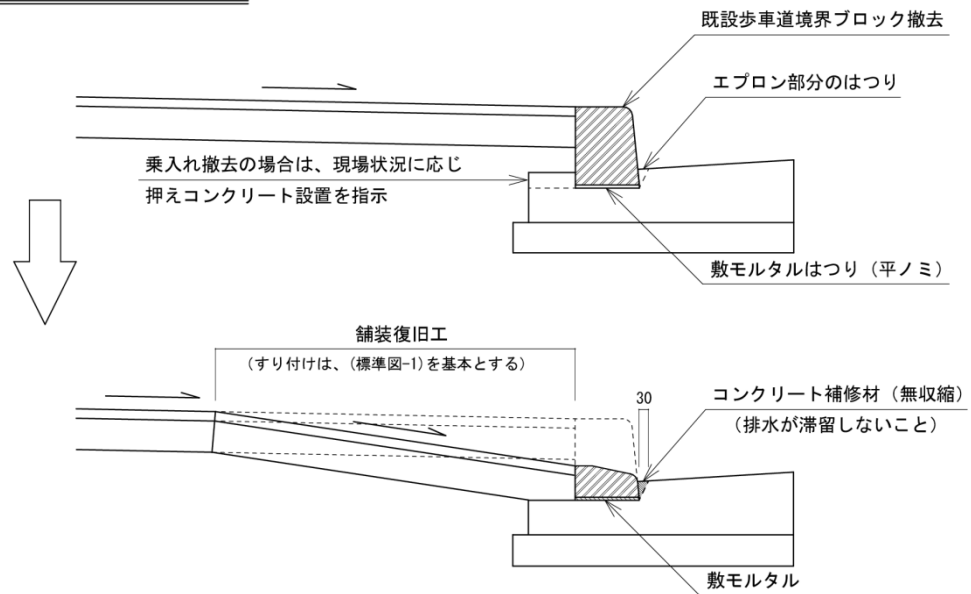


縁石復旧 (乗入れ撤去)



【マウンドアップ歩道】

縁石撤去・復旧（乗入れ設置・撤去）



(9) 隣接する乗入口の構造基準

市街地等で隣接する乗入口の離隔距離が確保できない場合の構造は以下のとおりとする。ただし、隣接する乗入口の合計が10m以下の場合には、乗入口を連続させることができる。

なお、既設乗入口に隣接して新たに乗入口を設ける場合は、隣接者と十分調整すること。

隣接する乗入口の構造基準



6 乗入橋梁に関する基準

水路に橋を架けて道路より民地に乗入れるもので、市が管理する道路の道路工事が必要な場合には下記の基準によるものとする。

イ 乗入れ幅および箇所数は水路管理者との協議を基に、「5 乗入工事に関する基準」を準用するものとする。

ロ 橋台については道路に支障のない範囲で道路区域に設置することができるものとする。

- ハ 路面高と橋の高さに差異が生ずる場合でも、原則として道路上ですり付け処理をしないこと。なお、ガードレール等の施設があり水路とガードレールの間で処理できる場合は、この限りでない。
- ニ 橋の地覆が道路側の水路壁を含め、道路上に飛び出していないこと。
- ホ 舗装道路を施工する場合は、「4 舗装工事に関する基準」及び「湖西市占用工事等路面復旧基準」に基づき舗装復旧すること。
- ヘ 申請箇所ガードレール等がある場合には、安全に支障がない様に取り合うこと。
- ト 当該水路管理者の許可を得たもののみ認めるものとする。

7 ガードレール撤去に関する基準

市が管理する道路に設置されているガードレール等を、乗入れ等の為に撤去する場合には、下記の基準によるものとする。

- イ 乗入れ等のため、やむを得ずガードレール、ガードパイプを撤去する場合は、交通安全上支障のない位置とし、撤去延長等は「5 乗入工事等に関する基準」に準拠する。
- ロ 撤去部端部は袖レール・キャップ等を設置し、安全を確保すること。なお、管理者は撤去後の安全を確保するため、新たな安全施設の設置を命ずることができる。
- ハ 撤去した支柱穴などは、支障のない方法で穴埋め処理すること。
- ニ 撤去した部材の処理方法は、その都度指示するものとする。

8 排水管の設置

個人敷地の排水（雨水を含む）は、敷地内の排水管等を経由して排水することを原則とする。

(1) 排水管の接続箇所数

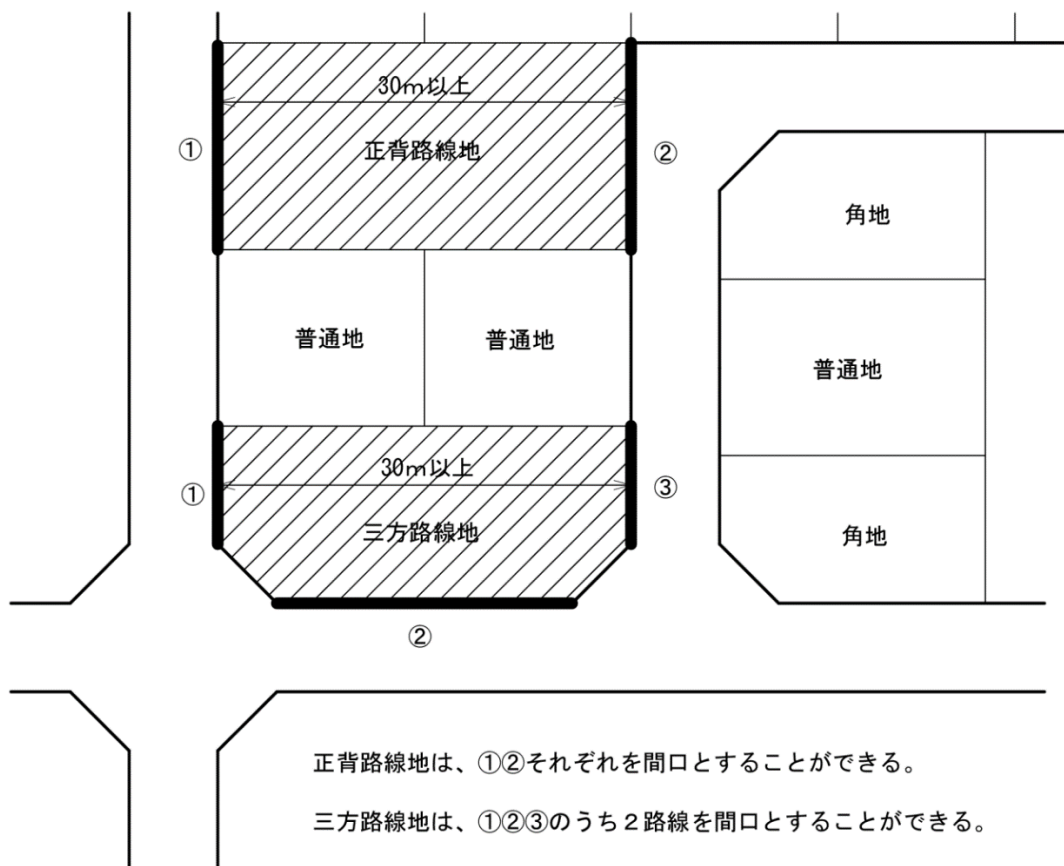
排水管の接続箇所数は、1 宅地につき原則 1 箇所とする。ただし、管理者が土地利用及び土地の形状等により止むを得ないと認める場合には、排水管接続箇所数表（表-5）を上限とすることができる。

表-5 排水管接続箇所数表

間 口	接続箇所数
30m未満	1 箇所
30m以上 50m未満	2 箇所以下
50m以上 100m未満	3 箇所以下
100m以上	4 箇所以下

- ※1 角地・正背路線地・三方路線地等の間口は、接道面長の最大間口とする。
- ※2 正背路線間の奥行長が 30m を超える正背路線地については、各々の正背路線長を間口とすることができる。（別紙敷地分類図参照）
- ※3 正背路線間の奥行長が 30m を超える三方路線地については、三路線のうち二路線を各々の間口とすることができる。（別紙敷地分類図参照）

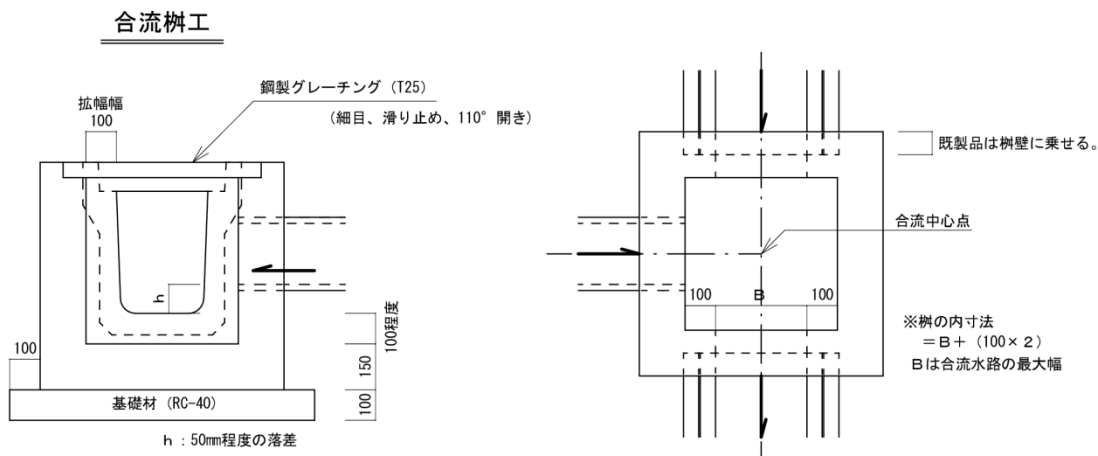
(敷地分類図)



(2) 接続する排水管の大きさ

- イ 道路側溝に直接接続できる排水管の大きさは、道路側溝の 1/2 以下の断面積でなければならない。ただし、道路側溝断面の 1/2 を超える排水管を接続する場合には、道路側溝の流下能力を検証しなければならない。
- ロ 接続する道路側溝の 1/2 以上の断面積の排水管又は側溝流水面の深さと排水管外径に 50 mm以上の差がない排水管を接続する場合には、道路敷地内の合流部に合流枳（標準図-1）を設置しなければならない。

(標準図-1)

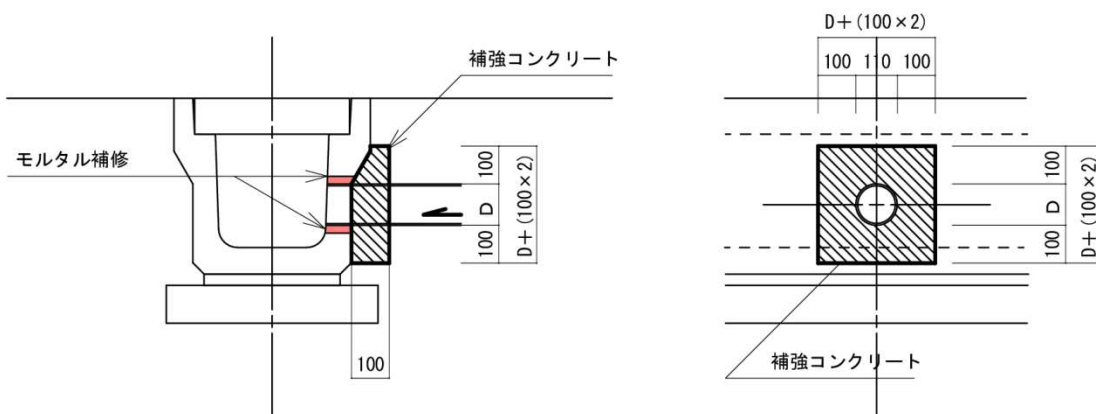


(3) 道路側溝等への接続構造

- イ 原則として、個人の所有物（排水管等）を道路に縦断的に占有することはできない。
- ロ 排水管等を道路側溝等の構造物に接続する場合には、接続管は通水面に飛び出さないようにするとともに、穿孔面の背面に補強コンクリートを設置しなければならない。（標準図-2）

(標準図-2)

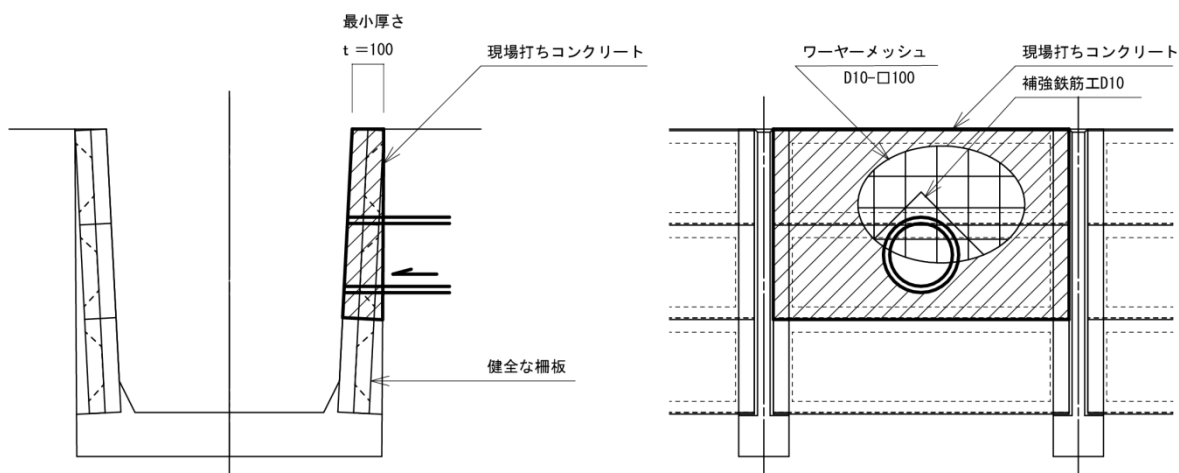
排水管取付図(U型側溝)



- ハ 排水管等を柵渠形式の排水路等に接続する場合には、切欠いたコンクリートパネルは補強しなければならない。（標準図-3）

(標準図-3)

排水管取付図(7°レハブ水路)



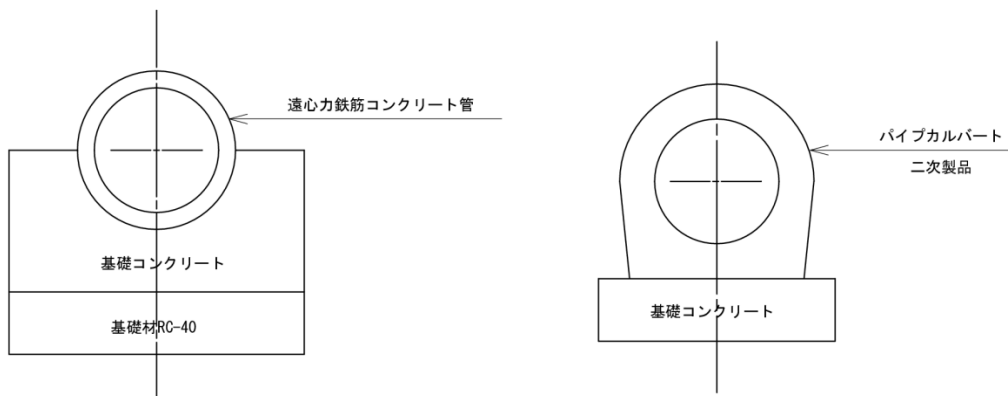
※排水接続等にて切欠いた柵板又は不健全な柵板は、現場打ちコンクリートで復旧する。
切欠かない健全な柵板(クワク等がない)は、使用することができる。

(4) 横断排水管等の構造

イ 道路を横断する排水管は、原則としてSGP、塩化ビニル等の一体成型の管材を使用するものとする。ただし、管径200mm以上については、コンクリートヒューム管又はパイプカルバート等の横断暗渠とすることもできる。(標準図-1)

(標準図-4)

横断排水管



ロ 管径200mm以上の横断暗渠の形式は、「設計設計要領(設計編)第4章土工」(国土交通省中部地方整備局)による。

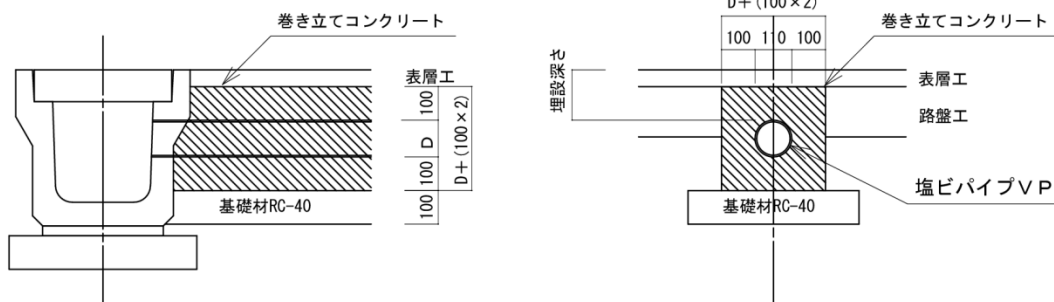
(5) 横断排水管等の特例

自然流下の排水管を道路側溝等に接続させる場合において、必要な埋設深さを確保することが困難な占用物件については、道路管理者の了解を得て排水管の埋設深さを浅くすることができる。(標準図-5)

(標準図-5)

横断管埋設特例

(1) 埋設深さ $150 < H \leq 600$



(2) 埋設深さ $50 < H \leq 150$



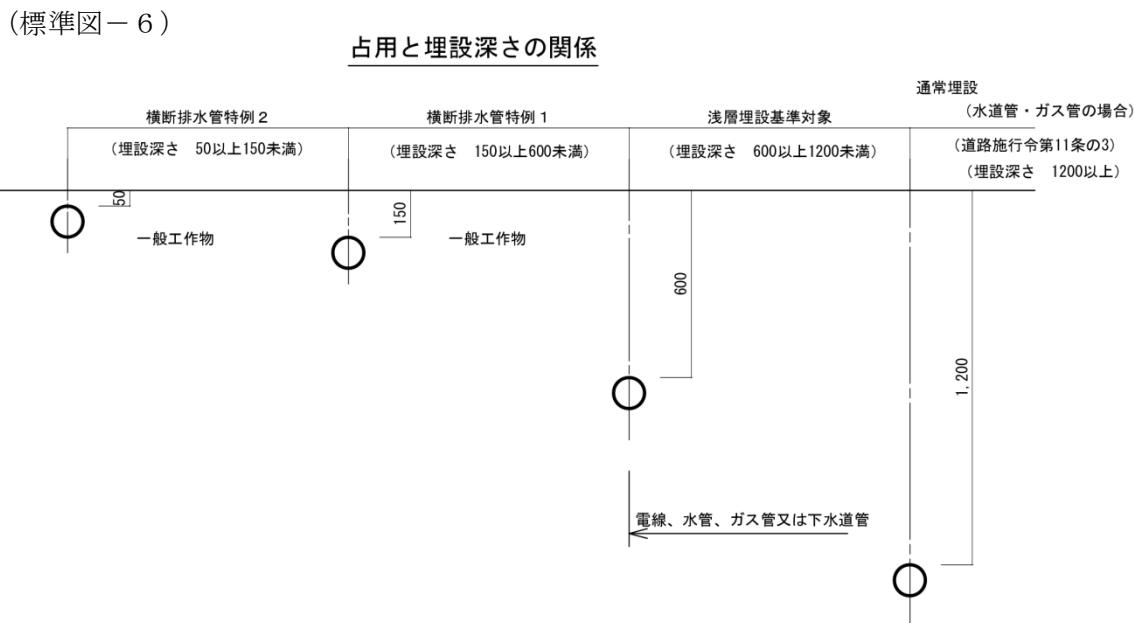
(6) 埋設管の埋設深さ

道路の地下に設ける管路等（電線、水管、ガス管又は下水道管）の本線の埋設深さは、道路施行令法令などの法令の定めるところによる。

埋設する管種に応じて「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（浅層埋設）の規定を適用することも出来る。

ただし、車道内に埋設する本線以外の給水管及び引込線は、本線の埋設深さを原則とする。

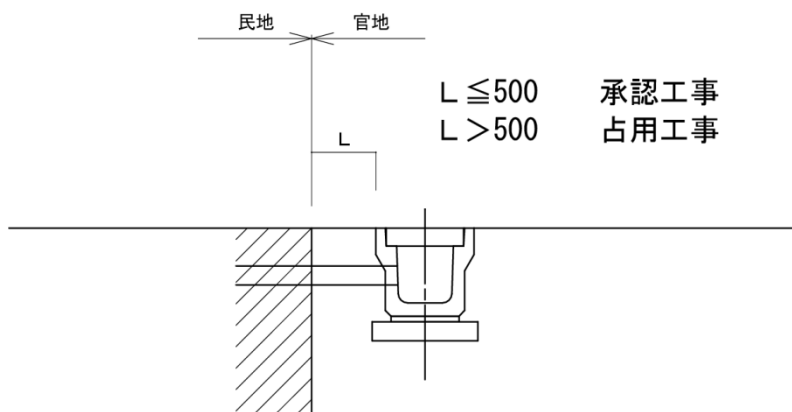
占用と埋設深さの関係は次のとおりとする。（標準図-6）



(7) 承認工事と占用工事の区分

排水管等を道路側溝に接続する場合に、側溝までの占用物件の埋設長さが 50 c m 未満の場合は承認工事、50 c m 以上の場合は占用工事とするものとする。(別紙承認占用区分図参照)

(承認占用区分図)

承認占用区分図

(8) 道路等への直接排水の特例

個人敷地の排水（雨水を含む）は、敷地内の排水管等を経由して道路側溝等に排水されることが原則となっているが、次の場合には排水管等を経由せずに道路側溝等に直接排水することを認めるものとする。

ただし、隣接地の利用計画等において、現況の排水量が明らかに増加する場合は、必ず敷地内の排水管等を経由して道路側溝等に排水しなければならない。

- イ 個人住宅等に隣接した駐車場で、敷地に隣接した道路側溝等への排水誘導するための対策（グレーチングの設置（5枚程度/10枚当たり）等）が講じられている場合
- ロ 施設管理者が、周辺への影響から判断し止むを得ないと認めた場合

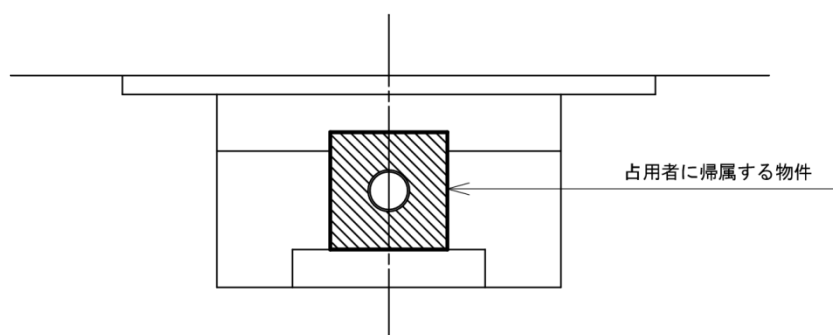
9 財産の帰属に関する基準

承認工事において完成した構造物は、無償・無条件で管理者に帰属するものとする。

占用工事において完成した構造物のうち、占用する物件（占用物の効用を維持するために必要な一体不可分の構造物（排水管の基礎等）を含む。）は占用者に、それ以外の構造物は、無償・無条件で管理者に帰属するものとする。

(財産の帰属図)

財産の帰属図



○湖西市道路占用工事等路面復旧基準

○湖西市道路占用工事等路面復旧基準

1 目的

この基準は道路占用並びに承認工事の施行に伴い、道路の機能を掘削前の路面状態に復旧することを目的として定めるものである。（電柱等の撤去による復旧を含む。）

2 適用する仕様書等

この基準に適用する仕様書等は、別に定めのあるもののほか、最新の土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）及び工事施工管理基準（静岡県交通基盤部監修）等に定めたものとし、これによらない事項については、道路管理者及び申請者で協議し定めるものとする。

3 完了検査及び手直し

路面復旧工事が完了した場合、占用者（申請者）は、出来形管理表、品質管理表、工事写真帳、社内検査結果を工事完了届とともに市長に提出し、原則として完了検査を受けるものとする。完了検査時には施工業者の現場責任者は立会うものとする。

完了検査において担当者より手直しを指示されたときには、速やかに手直しを行い、手直し完了報告書とともに手直し写真、出来型、品質管理結果を添付し市長に提出し手直し検査を受けるものとする。

4 舗装道路の場合

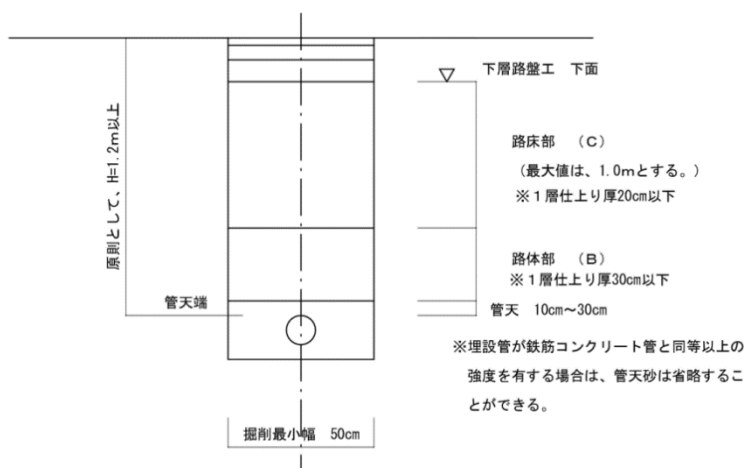
(1) 掘削

舗装の取り壊しは、原則としてカッターにより施工し、掘削の最小幅は50 cmとする。ただし、緊急工事の場合は、舗装復旧時にカッターにより影響幅をとるものとする。

(2) 埋戻し

埋戻しは、タンパー、振動ローラー、タイヤローラー等により締固め後の一層仕上げ厚20 cm以下（路体部は一層仕上げ厚30 cm以下）を標準とし、所定の締固め度を得なければならない。

図一1 埋戻し施工図



(表一) 埋戻し材料表

記号	位置	材料規定
C 路床部	下層路盤下面から 1.00mまで	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び(再生)クラッシャーラン、中央混合方式によるセメント(石灰)安定処理材、建設廃材等の再生材料として承認を得たもの。
B 路体部	下層路盤下面1.00mから 保護材天端まで	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び(再生)クラッシャーラン、中央混合方式によるセメント(石灰)安定処理材、建設廃材等の再生材料として承認を得たもの。
A	管天10cmから30cmまで	占用物の材質に応じた保護材として承認を得たもの。

5 仮復旧工

車道の仮復旧の舗装構成は、埋戻しにおける締め固め機械の機種に応じ「占用工事等舗装仮復旧標準構造図」(表一2、3)によること。また、歩道の仮復旧は、仮復旧工法(歩道)(表一6)によること。

ただし、市長が認めた場合は、表層工への常温合材の使用も認めるものとする。

仮復旧においても、交通安全確保のため常温式ペイントによる路面表示類の仮復旧は必ず行うこと。

仮復旧の期間は、常に良好な路面状態を保つよう努め、速やかに本復旧を実施すること。

仮復旧の期間は一ヶ月以上とし、常に良好な路面状態を保つように努め、車両等による自然転圧を行い、完了後速やかに本復旧を実施すること。

なお、やむを得ず仮復旧の期間が一ヶ月以上とれない場合については、1ランク上位の交通区分の舗装構造にて本復旧を実施すること。(表一4、5参照)

【占用工事等舗装仮復旧標準構造図】

表一2 仮復旧工法 路盤材料 再生砕石使用の場合(車道)

種別	N1~N3交通		N4交通	N5交通
舗装計画交通量	~100台		100台~250台	250台~1,000台
車道幅員	3m未満	3.0m以上から6.0m未満	6.0m以上	6.0m以上
仮復旧構造図				
使用材料表	工種	名称		
	表層工	粗粒As [®] (再生)		
	路盤工	再生砕石RC40		

※路盤部分を掘削幅で本復旧仕様にて施行し、路盤以下は本復旧時に改めて掘削を行うことを要しない工法(以下「路盤先行工法」という。)の採用も可能とする。

※N5交通以上の道路は、別途協議すること。

※道路車道幅員は、舗装構成が不明確な場合の目安とする。

※車道部の道路幅員は車道幅員、歩道部の道路幅員は歩道幅とする。

※舗装計画交通量 単位:台/日・方向

表-3 仮復旧工法 路盤材料 再生砕石使用の場合（車道）

（タイヤローラーによる締め固めが可能な場合）

種 別	N1～N3交通		N4交通	N5交通
舗装計画交通量	～100台		100台～250台	250台～1,000台
道路幅員	3m未満	3.0m以上から6.0m未満	6.0m以上	6.0m以上
仮復旧 構造図				
使用材料表	工 種	名 称		
	表層工	粗粒As ^⑩ （再生）		
	路盤工	再生砕石RC40		

※「路盤先行工法」の採用も可能とする。

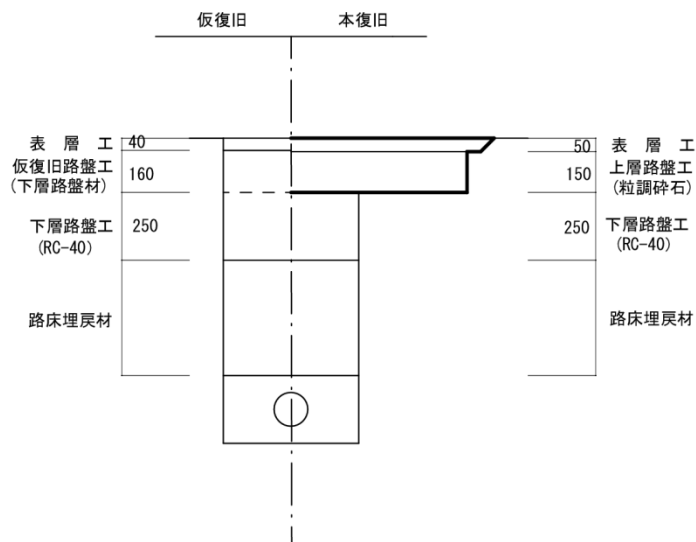
※N5交通以上の道路は、別途協議すること。

※道路車道幅員は、舗装構成が不明確な場合の目安とする。

※車道部の道路幅員は車道幅員、歩道部の道路幅員は歩道幅とする。

※舗装計画交通量 単位：台/日・方向

図-2 仮復旧工法と本復旧工法の関係



6 本復旧工

(1) 本復旧の舗装構成

本復旧の舗装構成は原則として、既設舗装構成とする。ただし、既設舗装構成が不明の場合には、埋戻しにおける締め固め機械の機種に応じ「占用工事舗装復旧標準構造図」（表-4、5、7）によること。

なお、上層路盤材は、粒調砕石（M-30）とするが、従来のものが瀝青安定処理材等を使用している場合はこれに準ずる。また、既設舗装と著しく異なる場合は道路管理者と協議し決定すること。

舗装切断は「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準（切断方法）区分表（1）（2）」（参考-1、2）及び「舗装普及範囲の舗装切断」（参考-3）、「クラック防止テープ施工標準図」（参考-4）を準用する。

ただし、傾斜式カッターの使用が困難な場合は、管理者と協議し垂直切断（クラック防止テープ施工）とすることができる。

【占用工事舗装復旧標準構造図】

表-4 本復旧工法 アスファルト舗装(車道)

種別	N1～N3交通		N4交通		N5交通			
舗装計画交通量	～100台		100台～250台		250台～1,000台			
車道幅員	3m未満	3.0m以上から6.0m未満	6.0m以上		6.0m以上			
道路舗装構造図 (本復旧)	<p>掘削幅0.5m以上 TA=8.0 H=20cm</p>		<p>掘削幅0.5m以上 TA=14.0 H=35cm</p>		<p>掘削幅0.5m以上 TA=16.5 H=45cm</p>		<p>掘削幅0.5m以上 TA=16.5 H=50cm</p>	
	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層工	密粒As⑬(再生)	表層工	密粒As⑬(再生)	表層工	密粒As⑬(再生)	表層工	密粒+「γ77」As⑬
	路盤工	再生砕石RC40	上層路盤工	粒調砕石M30	上層路盤工	粒調砕石M30	基層工	粗粒As⑳(再生)
		下層路盤工	再生砕石RC40	下層路盤工	再生砕石RC40	上層路盤工	粒調砕石M30	
						下層路盤工	再生砕石RC40	

※N5交通以上の道路は、別途協議すること。

※道路車道幅員は、舗装構成が不明確な場合の目安とする。

※車道部の道路幅員は車道幅員、歩道部の道路幅員は歩道幅とする。

※舗装計画交通量 単位：台/日・方向

表-5 本復旧工法 アスファルト舗装(車道)

(タイヤローラーによる締固めが可能な場合)

種別	N1～N3交通		N4交通		N5交通			
舗装計画交通量	～100台		100台～250台		250台～1,000台			
車道幅員	3m未満	3.0m以上から6.0m未満	6.0m以上		6.0m以上			
道路舗装構造図 (本復旧)	<p>掘削幅0.5m以上 TA=8.0 H=20cm</p>		<p>掘削幅0.5m以上 TA=12.0 H=30cm</p>		<p>掘削幅0.5m以上 TA=14.0 H=35cm</p>		<p>掘削幅0.5m以上 TA=16.5 H=40cm</p>	
	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層工	密粒As⑬(再生)	表層工	密粒As⑬(再生)	表層工	密粒As⑬(再生)	表層工	密粒+「γ77」As⑬
	路盤工	再生砕石RC40	上層路盤工	粒調砕石M30	上層路盤工	粒調砕石M30	基層工	粗粒As⑳(再生)
		下層路盤工	再生砕石RC40	下層路盤工	再生砕石RC40	上層路盤工	粒調砕石M30	
						下層路盤工	再生砕石RC40	



※N5交通以上の道路は、別途協議すること。

※道路車道幅員は、舗装構成が不明確な場合の目安とする。

※車道部の道路幅員は車道幅員、歩道部の道路幅員は歩道幅とする。

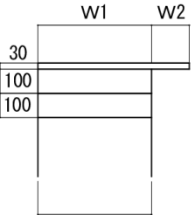
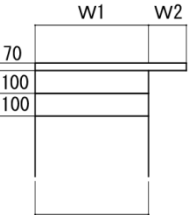
※舗装計画交通量 単位：台/日・方向

表-6 仮復旧工法 (歩道)

種 別	アスファルト舗装	コンクリート舗装
仮復旧 構造図		
使用材料表	工 種	名 称
	表層工	密粒 A s ⑬(再生)
	路盤工	再生碎石 R C 40
	フィルター層	砂 (透水性舗装に設置)

※乗り入れ箇所には適用しない。

表-7 本復旧工法 (歩道)

種 別	アスファルト舗装	コンクリート舗装		
道路舗装構造図 (本復旧)				
使用材料表	工 種	名 称	工 種	名 称
	表層工	細粒 A s ⑬(再生)、透水性⑬	表層工	コンクリート
	路盤工	再生碎石 R C 40	路盤工	再生碎石 R C 40
	フィルター層	砂 (透水性舗装に設置)	フィルター層	砂 (透水性舗装に設置)

※乗り入れ箇所には適用しない。

【参考資料】

《参考－1》「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準（切断方法）区分表（1）」

箇所区分		標準切断方法	標準復旧方法
車道部 (路肩含む)	通常	傾斜式カッター	—
	軽易なもの(※注1)	傾斜式カッター	—
	鉄蓋周辺	垂直切断	切断面にクラック防止テープを貼付ける
	電柱及び支線等設置箇所周辺	垂直切断	切断面にクラック防止テープを貼付ける
歩道部	通常	垂直切断	—
	車両乗入れ部	垂直切断	切断面にクラック防止テープを貼付ける

注1: 軽易なものとは、道路法施行令第18条に規定する工事及びこれに準ずる工事

道路法施行令 第18条

各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で、道路を占有する部分の延長が二十メートルをこえないものの設置又は改修に関する工事

注2: 標準切断方法が垂直切断箇所について、傾斜式道路カッターによる切断も可能である。

注3: 承認工事についても上表によるものとする。

《参考－2》「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準（切断方法）区分表（2）」

	車道部				歩道部	
	通常	軽易なもの (※注1)	鉄蓋周辺	電柱及び支線 等	通常	車両乗入れ部
傾斜式道路カッター	◎	◎	○	○	○	○
垂直切断、クラック防止テ	※	◎	◎	◎	○	◎
垂直切断					◎	

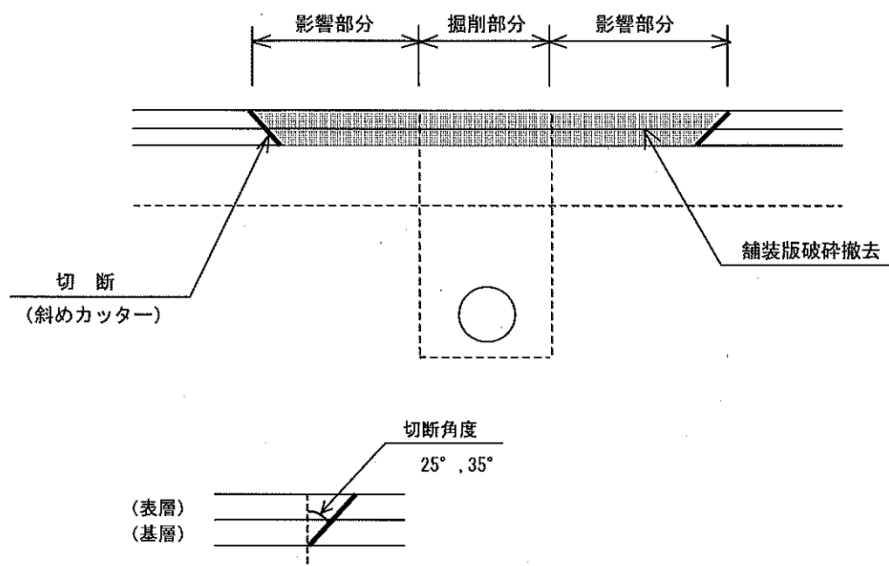
注1: 軽易なものとは、道路法施行令第18条に規定する工事及びこれに準ずる工事

道路法施行令 第18条

各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で、道路を占有する部分の延長が二十メートルをこえないものの設置又は改修に関する工事

注2: 承認工事についても上表によるものとする。

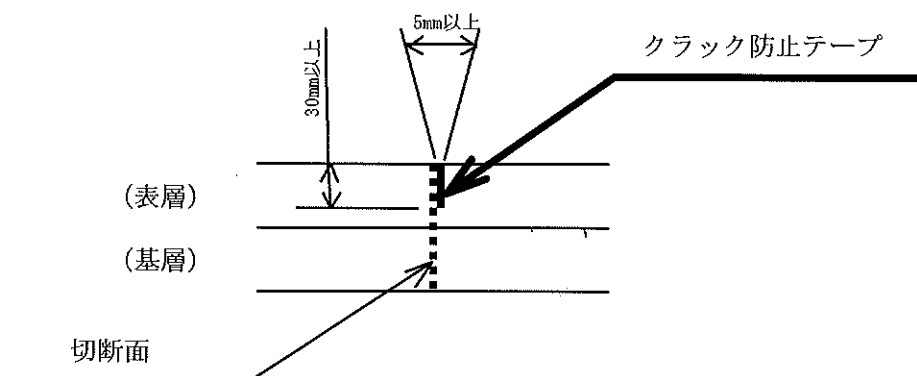
《参考－3》「舗装復旧範囲の舗装切断」



傾斜式カッターにより路面を斜めにカットし、その切断面をバーナー加熱した後、舗装する工法である。既設舗装のすり付け部分を斜めにするにより密着度を高めた。また、合材をくさび状に舗装するため段差を防止できる。

切断角度 密粒As(13)、細粒As(13) 35度 密粒As(20) 25度

《参考-4》「クラック防止テープ施工標準図」



【クラック防止テープ規格】

幅30mm以上 厚さ5mm以上

セロシールSSテープⅡ型 ニチレキ株式会社

RC目地シール 東亜道路工業株式会社

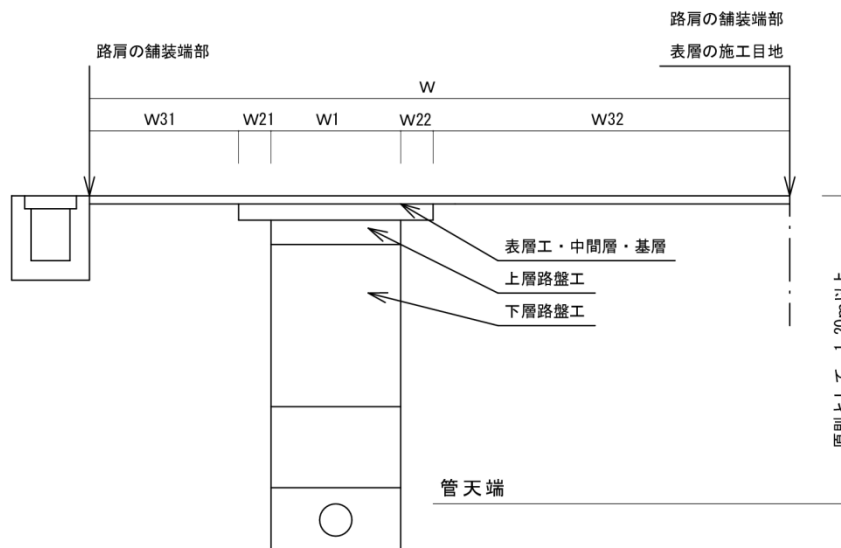
上記同等製品のものを使用すること。

(2) 舗装道路の路面復旧幅の標準

ア アスファルト舗装（車道部）の路面復旧幅

アスファルト舗装（車道部）の復旧幅は次のとおりとする。

図-3 アスファルト舗装（車道部）路面復旧幅



W：各層の復旧幅

W1：掘削幅（最小幅50cm）

W21、W22：影響幅、上層路盤工と下層路盤工の合計厚さの広い幅とする。

W31、W32：残幅（車道中心線と直角方向のW21、W22の端部から舗装端部まで）

W31、W32 < 1.20m 全幅を施工する。

W31、W32 > 1.20m 最小影響幅（10cm）を施工する。

・下層路盤の復旧幅（W）= W1

・上層路盤の復旧幅（W）= W21+W1+W22

・表層工

(1) W31（残幅）≥ 1.20m、W32（残幅）≥ 1.20m

W = 0.10 + W21 + W1 + W22 + 0.10

(2) W31（残幅）≥ 1.20m、W32（残幅）< 1.20m

W = 0.10 + W21 + W1 + W22 + W32

(3) W31（残幅）< 1.20m、W32（残幅）≥ 1.20m

W = W31 + W21 + W1 + W22 + 0.10

(4) W31（残幅）< 1.20m、W32（残幅）< 1.20m

W = W31 + W21 + W1 + W22 + W32

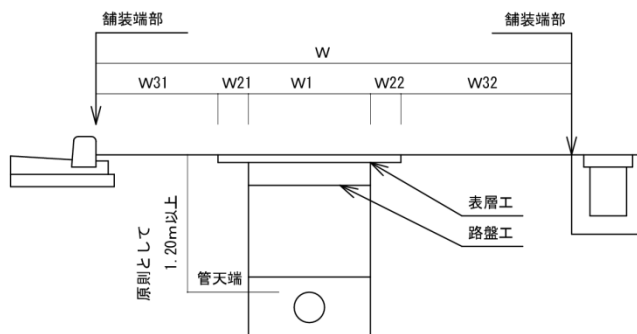
※縦断占用の延長が30m以上の場合は、道路管理者立会いの上、舗装復旧範囲を決定するものとする。

※影響幅とは、掘削作業等における余掘りやクラックの発生等、既存道路に影響を与えた範囲の幅とする。

イ アスファルト舗装(歩道部)の路面復旧幅

アスファルト舗装(歩道部)の復旧幅は次のとおりとする。

図-4 アスファルト舗装(歩道部)路面復旧幅



W：各層の復旧幅

W1：掘削幅（最小幅50cm）

W21、W22：影響幅、路盤工の厚さの広い幅とする。（最小幅25cm）

W31、W32：残幅（舗装中心線と直角方向のW21、W22の端部から舗装端部まで）

W31、W32 < 0.50m 全幅を施工する。

- ・路盤工の復旧幅（W）= W1（最小幅0.50m）
- ・表層工の復旧幅（W）
 - (1) W31(残幅) ≥ 0.50m、W32(残幅) ≥ 0.50m
W = W21 + W1 + W22
 - (2) W31(残幅) ≥ 0.50m、W32(残幅) < 0.50m
W = W21 + W1 + W22 + W32
 - (3) W31(残幅) < 0.50m、W32(残幅) ≥ 0.50m
W = W31 + W21 + W1 + W22
 - (4) W31(残幅) < 0.50m、W32(残幅) < 0.50m
W = W31 + W21 + W1 + W22 + W32

※縦断占用の延長が30m以上の場合は、道路管理者立会いの上、舗装復旧範囲を決定するものとする。

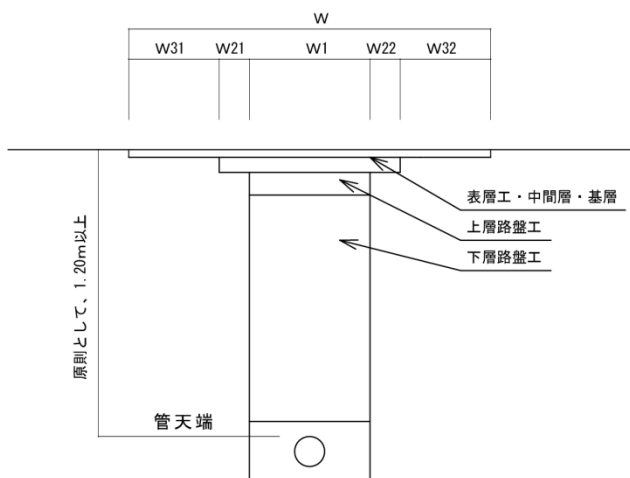
※マンホール蓋の取替、修繕工事における円形工法等により、この基準の適用を除外することができる場合がある。

※電柱等の撤去後の復旧においても、自動車が通行可能な場所ではこの基準を適用する。

ウ 車道を横断方向に占用する場合

車道横断の路面復旧幅は次のとおりとする。

図-5 アスファルト舗装（車道横断部）路面復旧幅

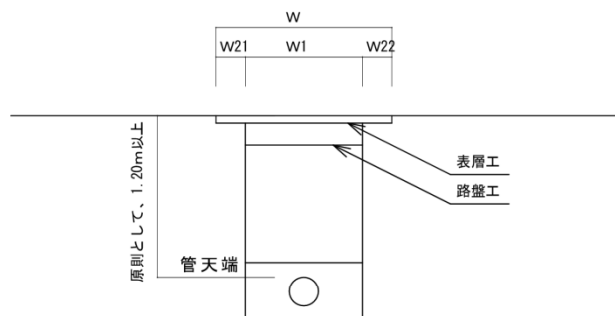


- W : 各層の復旧幅
W1 : 掘削幅 (最小幅50cm)
W21. W22 : 影響幅、上層路盤工と下層路盤工の合計厚さの広い幅とする。
W31. W32 : 舗装影響幅 (最小幅10cm)
- ・ 下層路盤の復旧幅 (W) = W1
 - ・ 上層路盤の復旧幅 (W) = W21+W1+W22
 - ・ 表層工の復旧幅 (W) = W31+W21+W1+W22+W32 (最小復旧幅3.00m)

エ 歩道を横断方向に占用する場合

歩道横断の復旧幅は次のとおりとする。

図-6 アスファルト舗装（歩道横断部）路面復旧幅



- W : 各層の復旧幅
W1 : 掘削幅 (最小幅50cm)
W21. W22 : 影響幅 (最小幅25cm)
- ・ 路盤工の復旧幅 (W) = W1 (最小幅0.50m)
 - ・ 表層工の復旧幅 (W) = W21+W1+W22

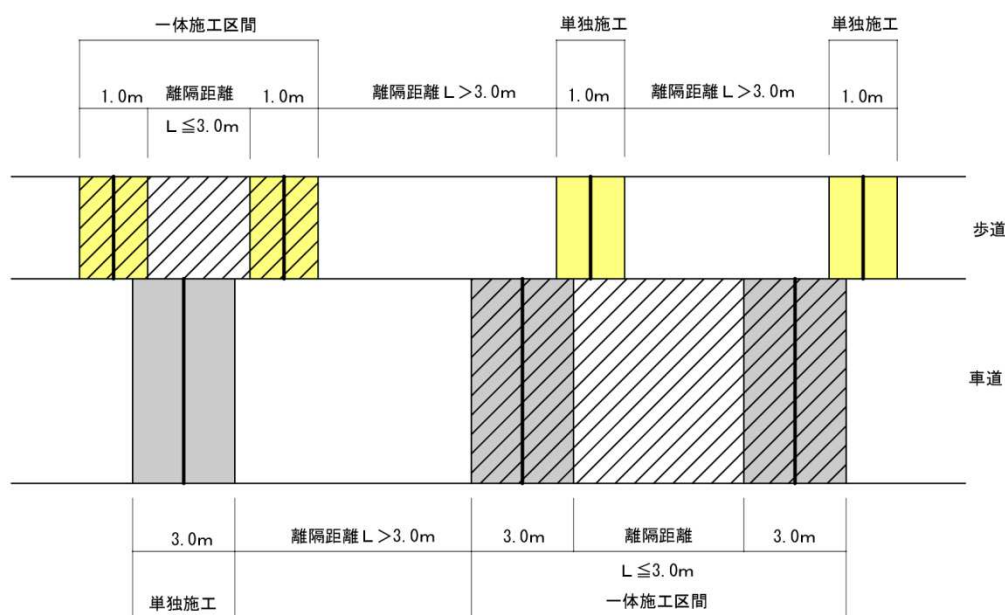
オ 特殊舗装の路面復旧幅

インターロッキング舗装、タイル舗装、カラー舗装等及び透水性舗装等の特殊舗装の復旧工法は、原則として既設舗装構成と同一とし、復旧幅は美観上の要素もあるため、必要に応じ、両者立会いのうえ決定する。

7 横断方向の占用が連続する場合の復旧幅

横断方向の占用の最小復旧幅は車道部3.0m、歩道部1.0mであるが、連続して点在するような占用復旧する場合は市長と協議し決定するものとする。ただし、復旧幅の間隔が3.0m以下の場合には表層工（基層工含む。）は全面復旧を行う。（図－7）

図－7 アスファルト舗装（横断部）路面復旧幅



8 側溝工事等における舗装復旧

舗装道路を掘削して側溝等の路面に露出する構造物を設置する場合の舗装復旧は、次の通りとする。

(1) 掘削

舗装の取り壊しは、原則としてカッターにより切断した後に行うものとする。

(2) 埋戻し

埋戻しは、タンパー、振動ローラー等により、所定の締固め度を得なければならない。なお、締固め後の一層仕上げ厚は、路床部20cm以下、路体部30cm以下を標準とする。

(3) 舗装の仮復旧及び本復旧

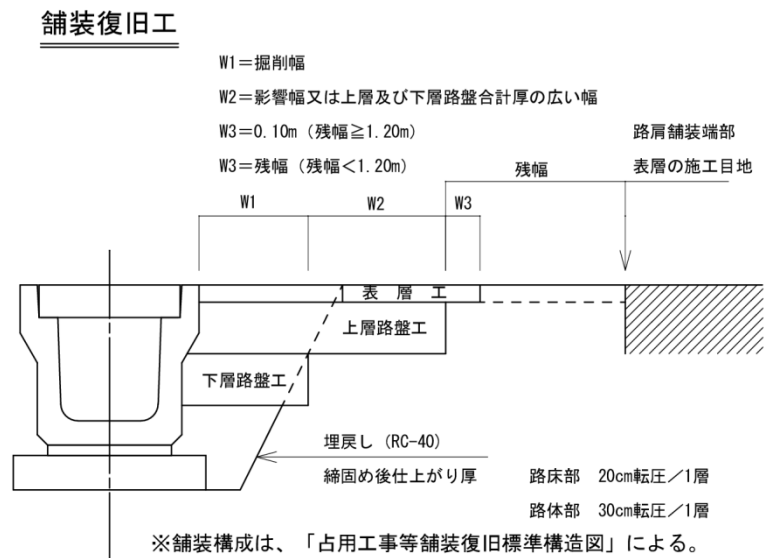
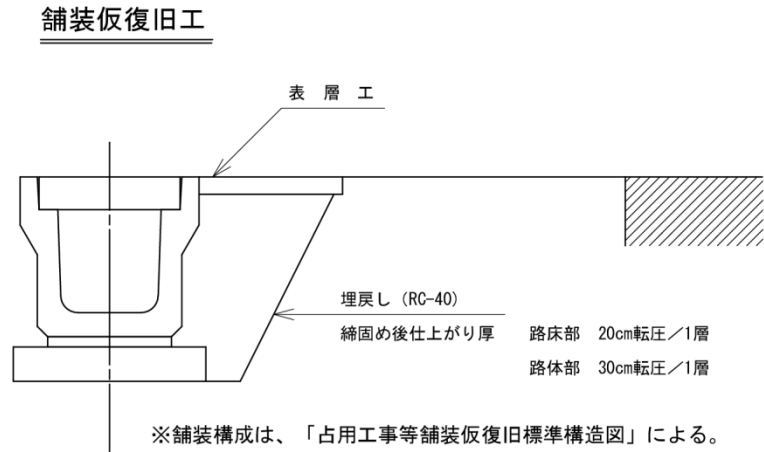
舗装仮復旧は、埋戻しにおける締め固め機械の機種に応じ「占用工事等舗装仮復旧標準

構造図」(表-2、3、6)による。

舗装の本復旧の舗装構成は、原則として既設舗装構成とする。ただし、既設舗装構成が不明の場合には、埋戻しにおける締め固め機械の機種に応じ「占用工事等舗装復旧標準構造図」(表-4、5、7)によること。

舗装の仮復旧及び本復旧の幅は、次のとおりとする。(図-8)

図-8 側溝工事等の路面復旧幅



9 砂利道の復旧

(1) 掘削及び埋戻し

掘削の最小幅は、50cmとする。

埋戻しは、舗装道路の場合と同様とする。

(2) 砂利道の路面復旧工

砂利道の路面復旧は、原則として次のとおりとする。(図-9)

イ 路盤工

路盤材料は、再生下層路盤材、クラッシャーラン又は中央混合方式によるセメント（石灰）安定処理材（セメント安定処理一軸圧縮強さ〔7日〕0.98MPa、石灰安定処理一軸圧縮強さ〔10日〕0.7MPa以上）とする。

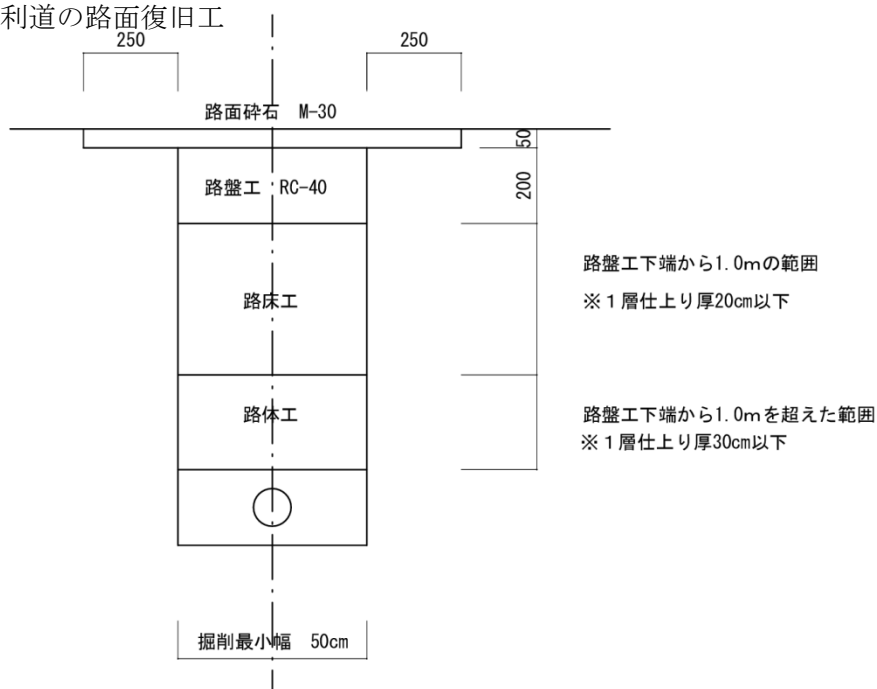
路盤材料は材料分離しないように敷均し、締固め後の1層仕上り厚を20cmとしてタンパー、振動コンパクター、振動ローラ、タイヤローラ、マカダムローラ等にて転圧し、所定の締固め度を得るものとする。また、路盤厚は20cmとする。

ロ 路面工

路面砕石は、粒調砕石（M-30）とする。

路面砕石は材料分離しないように敷均し、タンパー、振動コンパクター、振動ローラ、タイヤローラ、マカダムローラ等にて転圧し、所定の締固め度を得るものとする。また、路面砕石厚は5cmとする。

図-9 砂利道の路面復旧工



10 軟弱地盤の場合

軟弱地盤及び砂質地盤を掘削する場合は、土留工等を施工し、崩壊を防止する工法をとること。

11 路面標示類

路面標示類は、交通規制と交通安全のため、溶着式ペイントで原形復旧すること。

12 出来形及び品質管理基準

路面復旧における出来形及び品質管理基準は、最新の土木工事施工管理基準（静岡県交通基盤部監修）によるものとする。

ただし、小規模（施工面積の合計が300㎡以下）な路面復旧における車道部及び歩道部の出来形及び品質管理の規格値は表－7及び表－8、表－9、表－10による。

表-7 出来形管理規格値(車道部)

測定項目		個々の規格値 mm	A<150㎡		150㎡≤A<300㎡		300㎡≤A	
工種	項目		1ロット	平均規格値	1ロット	平均規格値	1ロット	平均規格値
下層路盤工	基準高	±30	1箇所	±25	2箇所	±20	土木工事施行管理基準による	
	厚さ	-45	1箇所	-20	2箇所	-10		
	幅	-50	1箇所	-30	2箇所	-30		
上層路盤工 (M-30)	厚さ	-25、-30	1箇所	-10	2箇所	-8		
	幅	-50	1箇所	-40	2箇所	-30		
加熱瀝青 安定処理	厚さ	-15、-20	1箇所	-5	2箇所	-5		
	幅	-50	1箇所	-40	2箇所	-30		
(セメント、石灰、瀝 青)安定処理 (上層路盤)	厚さ	-25、-30	1箇所	-20	2箇所	-10		
	幅	-50	1箇所	-50	2箇所	-30		
基層工 (中間層工)	厚さ	-9、-12	1箇所	-3	2箇所	-3		
	幅	-25	1箇所	-20	2箇所	-15		
表層工	厚さ	-7	1箇所	-2	2箇所	-2		
	幅	-25	1箇所	-15	2箇所	-10		

※Aは、車道部表層復旧面積の合計値とする。

表-8 品質管理規格値(車道部)

測定項目		規格値 mm	A<150㎡		150㎡≤A<300㎡		300㎡≤A	
工種	項目		1ロット	判定値	1ロット	判定値	1ロット	判定値
土工(埋戻し材)	締固め土(中間層にて管理)	85,90%以上	1箇所	85,90%以上	1箇所	85,90%以上	土木工事施行管理基準による	
下層路盤工	締固め度	93%以上	—	—	1箇所	97%以上		
上層路盤工(M-30)	締固め度	93%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
加熱瀝青安定処理	締固め度	94%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
	アスファルト量	±0.9%以内	—	—	—	—		
セメント・瀝青安定処理(上層)	締固め度	93%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
表層、基層、中間層工	締固め度	94%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
	アスファルト量	±0.9%以内	—	—	—	±0.5%以内		

表-9 出来形管理規格値(歩道部)

測定項目		個々の規格値 mm	A<150㎡		150㎡≤A<300㎡		300㎡≤A	
工種	項目		1ロット	平均規格値	1ロット	平均規格値	1ロット	平均規格値
路盤工	基準高	±50	1箇所	±20	2箇所	±15	土木工事施行管理基準による	
	厚さ	t<15cm	1箇所	-20	2箇所	-15		
		t≥15cm						
	幅	-100	1箇所	-30	2箇所	-30		
表層工	厚さ	-9	1箇所	-3	2箇所	-3		
	幅	-30	1箇所	-15	2箇所	-10		

※Aは、歩道部表層復旧面積の合計値とする。

表-10 品質管理規格値(歩道部)

測定項目		規格値 mm	A<150㎡		150㎡≤A<300㎡		300㎡≤A	
工種	項目		1ロット	判定値	1ロット	判定値	1ロット	判定値
土工(埋戻し材)	締固め土(中間層にて管理)	85,90%以上	1箇所	85,90%以上	1箇所	85,90%以上	土木工事施行管理基準による	
路盤工	締固め度	93%以上	—	—	1箇所	97%以上		
表層工	締固め度	94%以上	1箇所	96.5%以上	2箇所	96.5%以上		
	アスファルト量	±0.9%以内	—	—	—	±0.5%以内		

○湖西市道路占用工事等施工管理基準

○湖西市道路占用工事等施工管理基準

1 事務の取り扱い

湖西市道路占用工事等執行要領第17条に規定する工事施工管理の取り扱いについては、施工管理の事務取扱（表-1）によるものとする。

表-1 施工管理の事務取扱

管理項目	摘要基準等	完成時の提出
出来形管理	土木工事施工管理基準(静岡県交通基盤部監修) 湖西市道路占用工事等路面復旧基準	出来形図及び 面積計算書の提出
品質管理	土木工事施工管理基準(静岡県交通基盤部監修) 湖西市道路占用工事等路面復旧基準	自主管理 必要に応じ提出
写真管理	土木工事施工管理基準(静岡県交通基盤部監修)	工事写真提出

※出来形図は、計画図面に計画値と出来高値を対照表示する。

2 工事施工管理

湖西市道路占用工事等執行要領第17条に規定する工事施工管理については、別に定めがあるもののほか、最新の土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）及び土木工事施工管理基準（静岡県交通基盤部監修）に基づき施工するものとする。

なお、舗装工の出来形管理基準は、道路占用工事等路面復旧基準による。

土木工事施工管理基準における代表的な工種の出来形管理基準及び写真管理基準の抜粋（表-2、-3）を以下に示す。

表-2 出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28 プ レ キ ャ ス ト カ ル バ ー ト 工		プレキャストカルバート (プレキャストボックスカルバート) (プレキャストパイプ)	基準高 (河床及び天端)	±30	施工延長L>40m 1箇所/40m L≤40m 2箇所/1施工		
						延長			L<10m	-20
									10≤L<100m	-50
									L≥100m	-100
			29 側 溝 工	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 (河床及び天端)	±30	施工延長L>40m 1箇所/40m L≤40m 2箇所/1施工		
						延長			L<10m	-20
10≤L<100m	-50									
L≥100m	-100									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	29 側 溝工	2	場所打ち水路	基準高 (河床及び天端)	±30	施工延長L>40m 1箇所/40m L≤40m 2箇所/1施工		
						部材天端厚さ	-20			
						水路巾(w)	-30			
						水路深さ(h)	-30			
						延長	L<10m	-20	1施工箇所毎	
							10≤L<100m	-50		
							L≥100m	-100		
						3	暗渠	基準高 (河床)	±30	施工延長L>40m 1箇所/40m L≤40m 2箇所/1施工
								土被り厚(h)	-30	
			延長	L<10m	-20			1施工箇所毎		
				10≤L<100m	-50					
				L≥100m	-100					
			30 集水 桁工	3	集水桁			基準高 (河床及び天端)	±30	1施工箇所毎
						部材天端厚さ(t)	-20			
						集水巾(w)	-50			
						集水深さ(h)	-100			

※土木工事施工管理基準より抜粋

表-3 写真管理基準

区分	工種	写真管理項目			
		撮影項目	撮影頻度	[時期]	提出頻度
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回	着手前	着手前1枚以上
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回	完成	施工完了後1枚以上
施工状況写真	工事施工中	施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜	施工中	適宜 ・完成後に目視できない主要な構造物は必須(埋設管など)

※土木工事施工管理基準より抜粋